

パブリックコメント
令和3年10月5日から令和3年11月4日まで

第4次光市男女共同参画基本計画（素案）

令和3年10月

光市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係	2
第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題	3
1 「第3次光市男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢等の変化	
（1）人口の減少・少子高齢化の進行	3
（2）家庭環境と地域社会の変化	4
（3）雇用を取り巻く環境	6
（4）仕事と子育て等の両立をめぐる状況	8
2 「第3次光市男女共同参画基本計画」策定後の国・山口県の動き	
（1）国の動き	10
（2）山口県の動き	11
3 市民アンケート調査からみる現状と課題	13
4 「第3次光市男女共同参画基本計画」の検証	26
第3章 基本的な考え方	37
1 計画の目指すもの	37
2 基本理念	38
3 基本目標	38
4 施策の体系	42
第4章 施策の展開	44
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり	
重点項目1 男女共同参画の推進に向けた意識の改革	44
重点項目2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	48
基本目標Ⅱ みんなが共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目3 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	51
重点項目4 地域における男女共同参画の推進	54
重点項目5 働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	57
重点項目6 子育て・介護支援の充実	62

基本目標Ⅲ みんなが健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

重点項目 7 生涯にわたる心と身体健康支援 66
重点項目 8 安心して暮らせる社会づくり 69
重点項目 9 男女間のあらゆる暴力の根絶 73

第5章 計画の推進 77

1 市民との協働による計画の推進 77
2 推進体制の整備・充実 77
3 調査・研究の充実と情報の提供 77
4 国・県及び関係機関との連携 77
5 定期的な計画の評価 78
6 推進体制図 78

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に「光市男女共同参画基本計画」、平成25年3月に「第2次光市男女共同参画基本計画」、平成29年3月に「第3次光市男女共同参画基本計画」を策定し、これまで、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化が大きな課題となっている中、将来にわたって持続可能で活力ある地域社会を構築する地方創生の実現のためには、これまでの取組に加え、さらに女性の活躍にも重点を置き、男女がその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の形成を推進することが必要です。

また、家族形態の変化、非正規労働者の増加、国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定や山口県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」の策定、また、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（以下「政治分野における男女共同参画推進法」という。）の施行、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の改正、配偶者からの暴力（DV）に関する相談件数の増加、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など、近年の男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、基本計画の取組の検証及び見直しを実施し、本市の男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「第4次光市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「第3次光市総合計画」を上位計画とし、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」を踏まえ、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づいて策定するものです。
- (2) 本計画のうち、「基本目標Ⅱ」を、「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- (3) 本計画のうち、「基本計画Ⅲ 重点項目9」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、社会情勢等の変化や計画の進捗状況、国、県の動向を踏まえながら、適宜見直しを行います。

平成・令和	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
西 暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
光市総合計画	第2次光市総合計画					第3次光市総合計画				
光市男女共同参画基本計画	第3次光市男女共同参画基本計画					第4次光市男女共同参画基本計画				

4 計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年9月に国連サミットで採択され国際目標となったSDGsは、経済、社会、環境などの各分野の課題について統合的に協力しながら2030年（令和12年）を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、SDGsに掲げられた17の目標のうち、「5 ジェンダー平等を実現しよう」に関連するとともに、SDGsのほかの目標達成につながります。



第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題

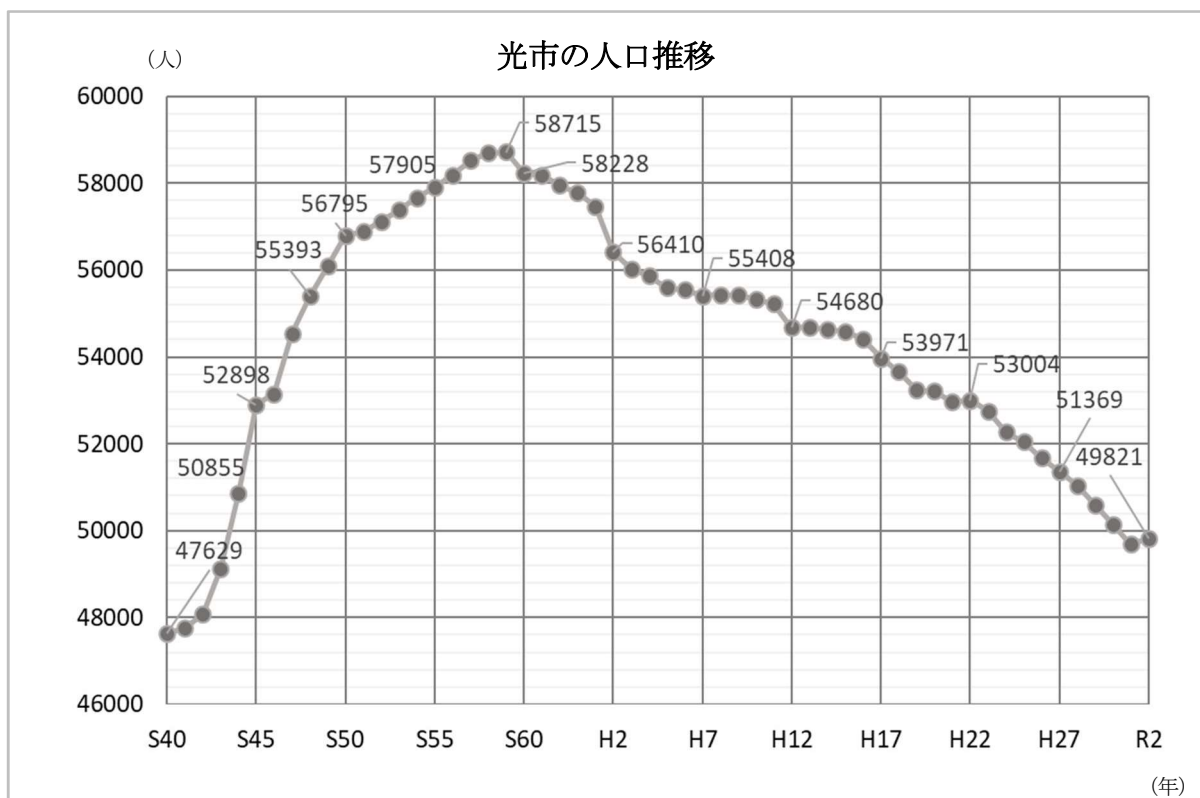
1 「第3次光市男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢等の変化

(1) 人口の減少・少子高齢化の進行

本市の総人口は、昭和59年の58,715人をピークに減少に転じ、令和2年には49,821人（人口移動統計調査）となっています。また、今後さらに人口減少が加速し、2065年（令和47年）には、26,000人を割ると予測されています。

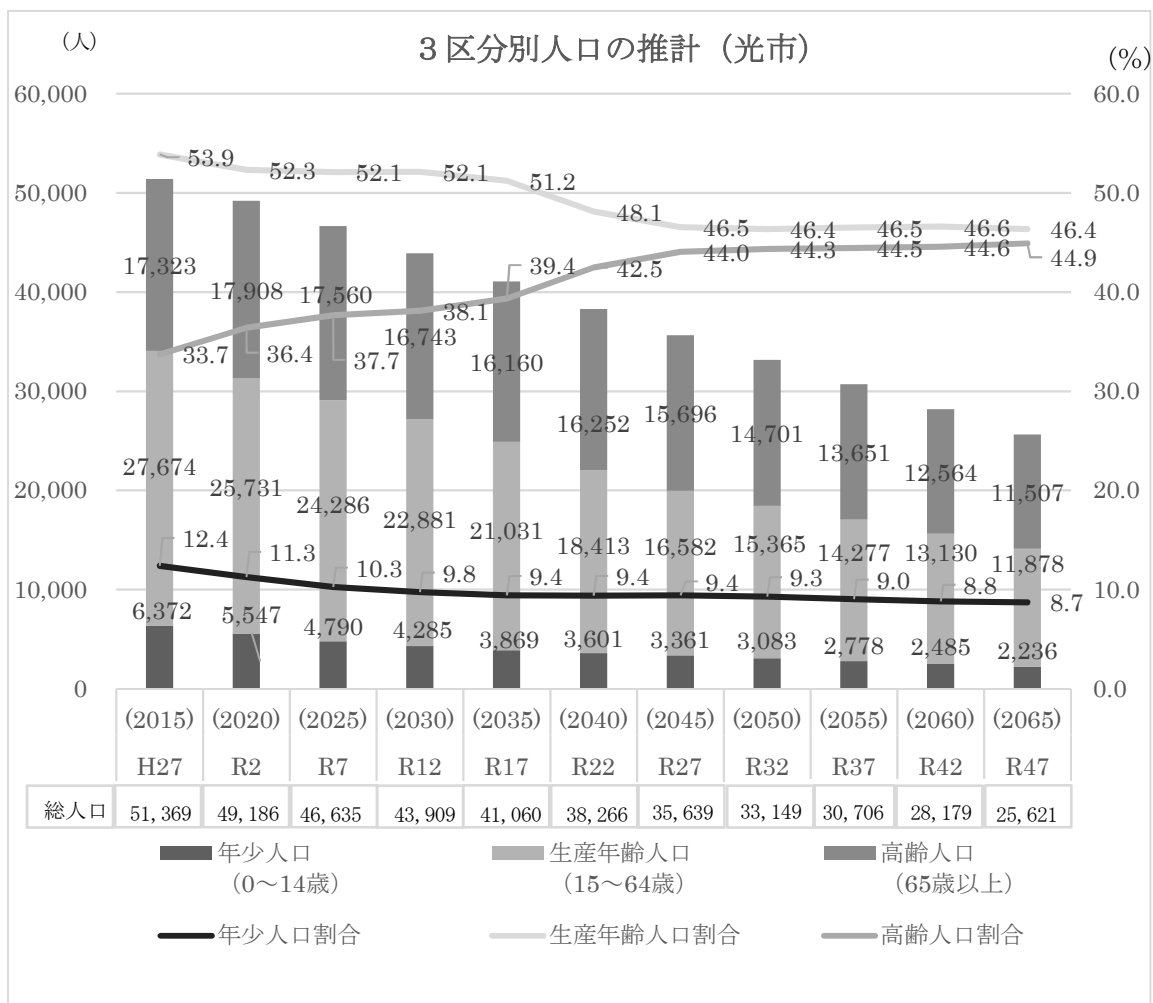
また、人口減少と併せて少子高齢化も進んでおり、65歳以上の人口割合は、平成17年の国勢調査時には超高齢化社会とされる21%を超え、平成27年には33.7%に達し、さらに今後、2065年（令和47年）には、約45%近くまで上昇すると予測されています。

さらに、働く世代でもある15歳以上64歳以下の生産年齢人口の割合は低下を続けるとともに、15歳未満の年少人口の割合は、平成27年の12.4%から2065年（令和47年）には9%を割り込むなど著しい低下が予測されています。



【資料：国勢調査・山口県人口移動統計調査】

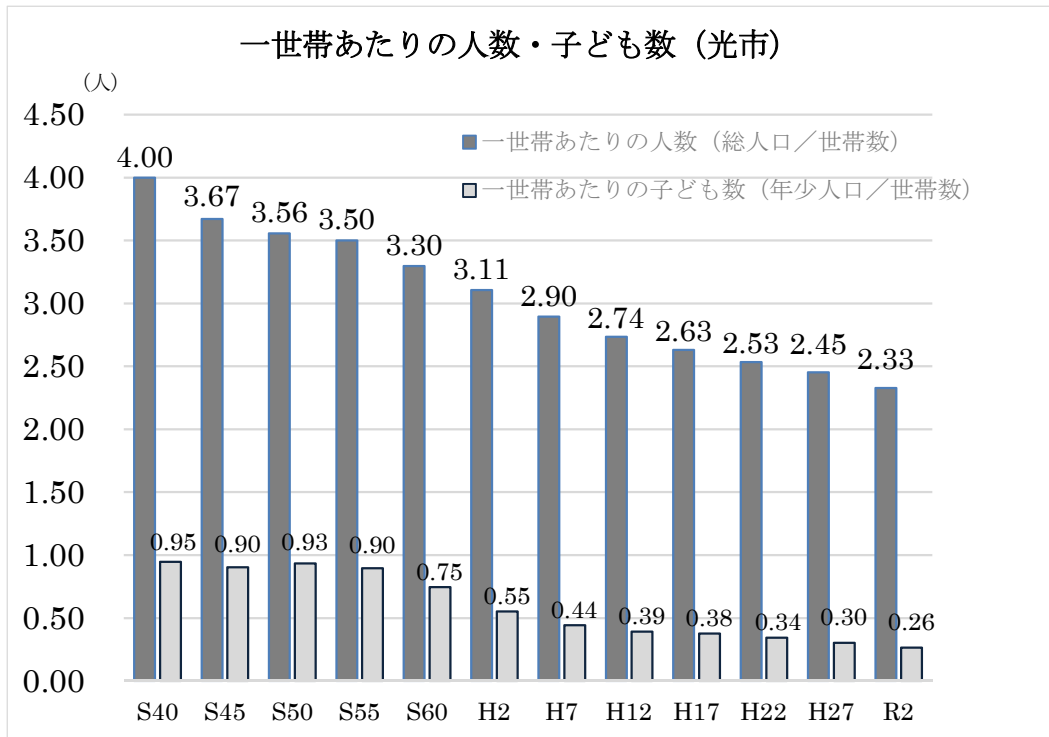
令和2年国勢調査の結果公表前のため、令和2年の数値は、令和3年6月25日に公表された「令和2年国勢調査結果速報値」を記入しています。



【資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）準拠、国勢調査】

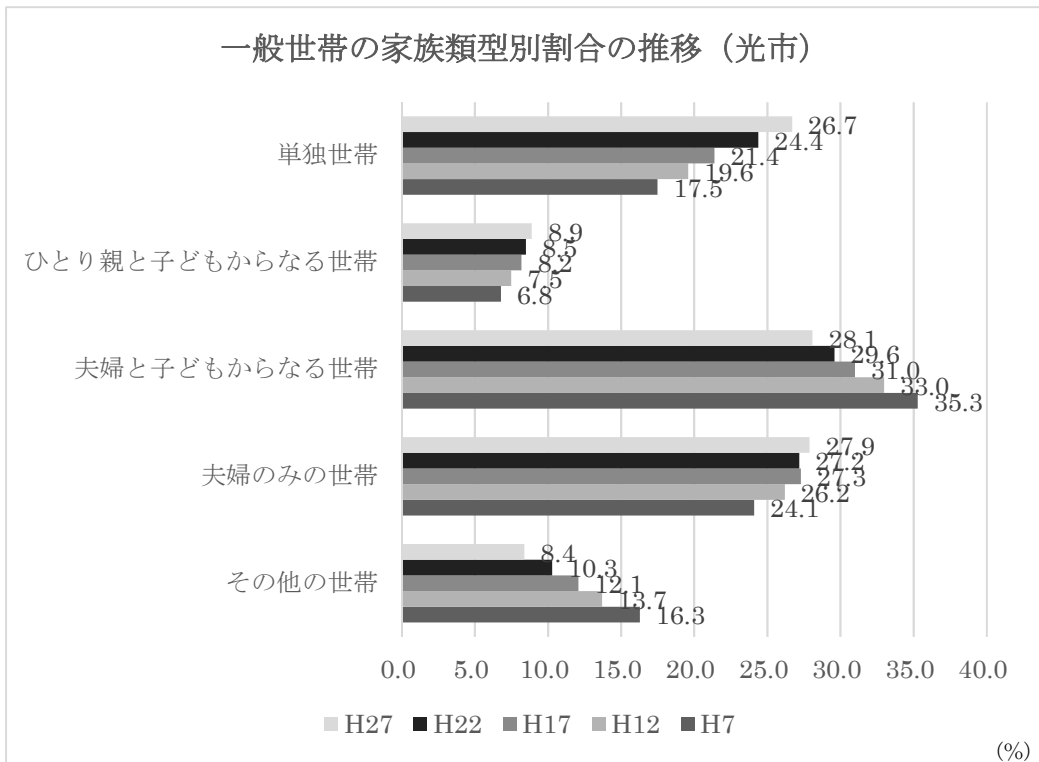
（２）家庭環境と地域社会の変化

国や山口県と同様に、本市でも、1世帯あたりの人数と子ども数が減少を続けており、単独世帯やひとり親世帯、夫婦のみの世帯が増加するなど家族形態が変化しています。地域社会におけるつながりの希薄化や災害発生時における要配慮者支援の在り方など課題は深刻化しています。



【資料：国勢調査】

令和2年国勢調査の結果公表前のため、令和2年の数値は、平成27年国勢調査に基づく山口県人口移動統計調査の数値を記入しています。



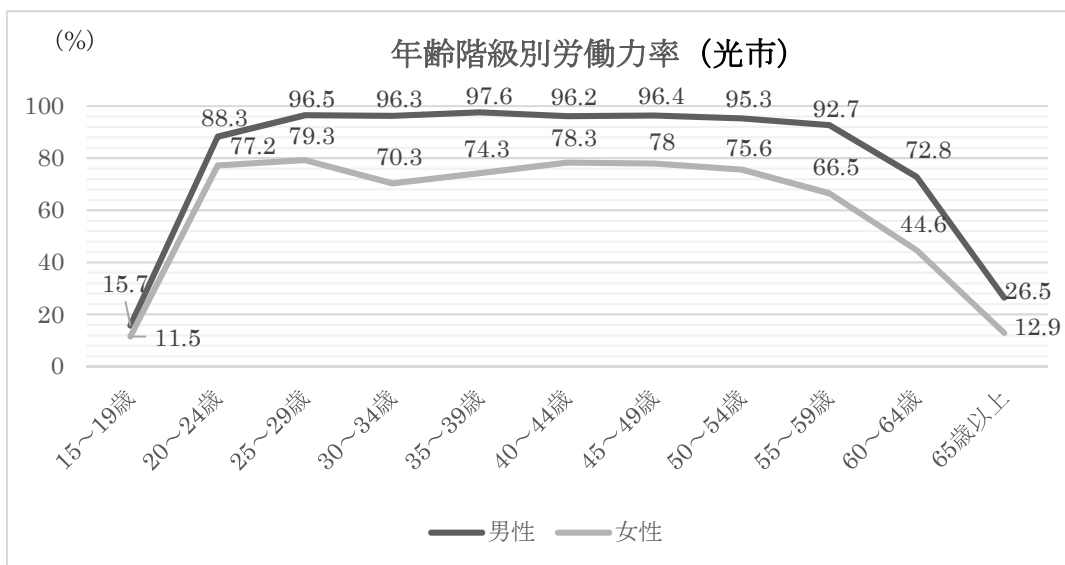
【資料：平成27年国勢調査】

(3) 雇用を取り巻く環境

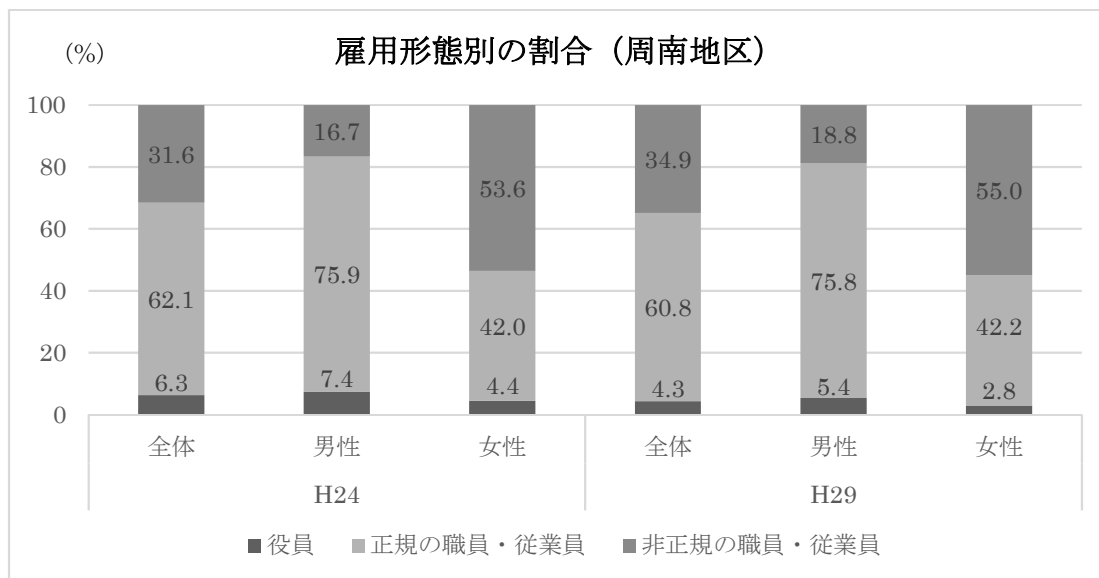
本市における雇用者に占める女性の割合は増えていますが、女性の年齢階級別の労働力率は、30歳代前半で低下し、その後40歳代前半まで緩やかに上昇するなど、全体として、国や山口県と同様にM字カーブを描いており、多くの女性が、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子育てが一段落した段階で、再び就業している状況がうかがえます。

雇用形態をみると、男女ともパート・アルバイトなど非正規雇用の割合が上昇している状況です。なお、非正規雇用に関しては、男性は2割弱に対し、女性は5割以上と大きな割合を占めています。今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、女性だけでなく、全体の雇用環境の悪化が懸念されます。

また、男性と女性の給与額を比較すると、男性の給与額と比べて女性の給与水準は約7割程度の状況が続いています。

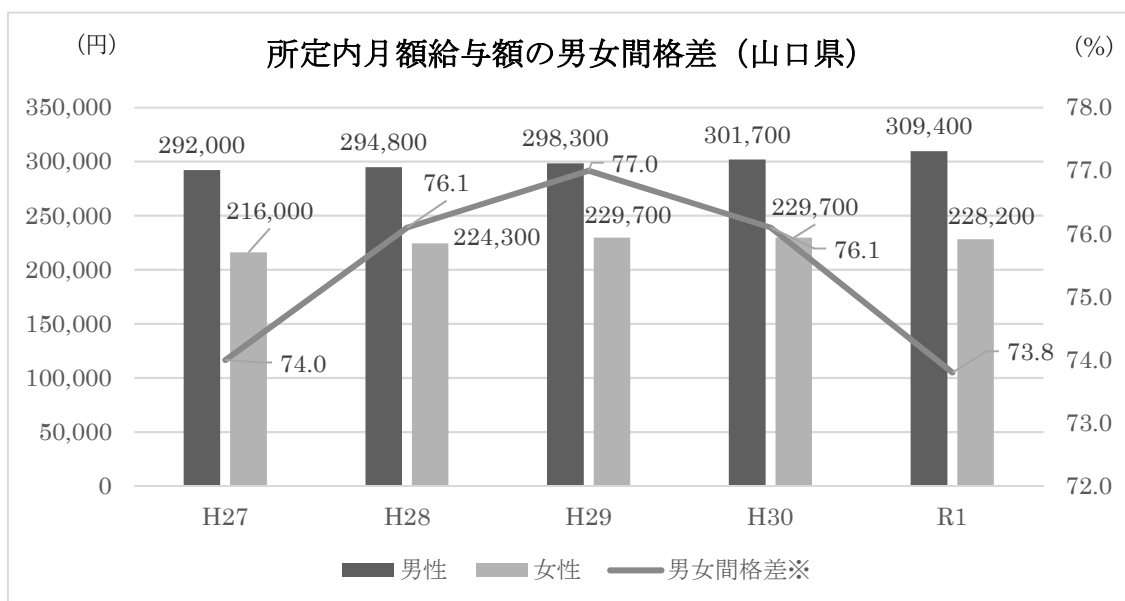


【資料：平成27年国勢調査】



【資料：平成 24 年、平成 29 年就業構造基本調査】

（周南地区…光市、下松市、周南市、田布施町）



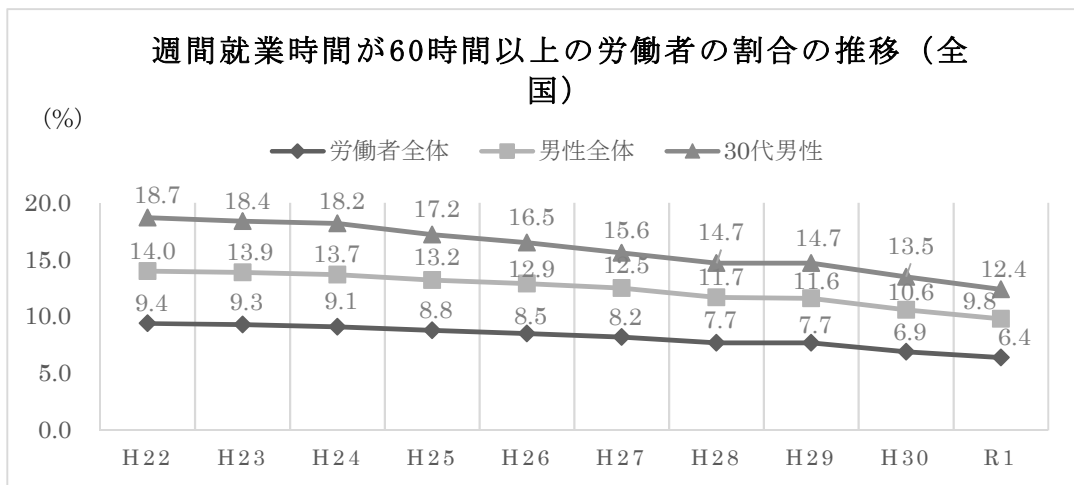
【資料：賃金構造基本統計調査】

※男性の一般労働者を 100 とした場合の女性の一般労働者の給与水準 （注）短時間労働者を除く

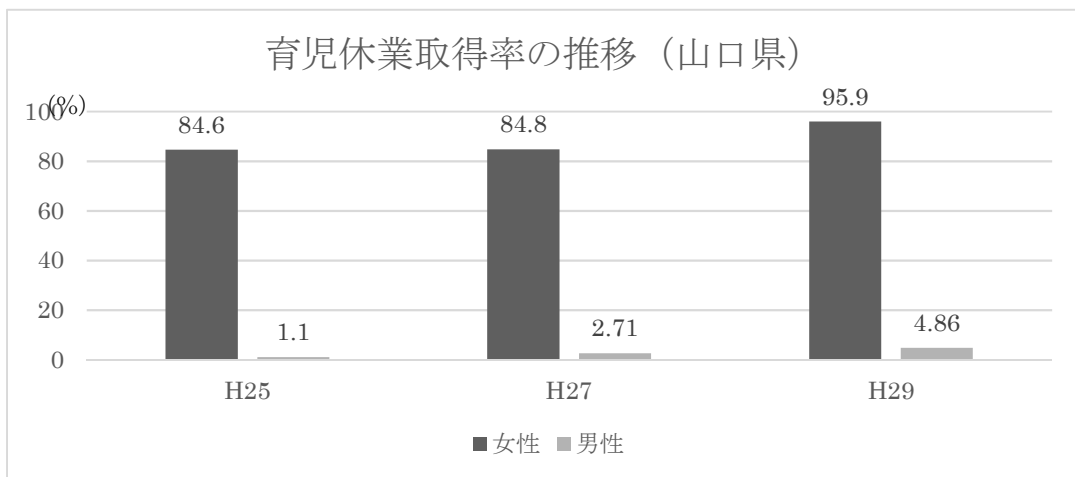
(4) 仕事と子育て等の両立をめぐる状況

「労働力調査」(総務省)によると、令和元年における週間就業時間が60時間以上の労働者の割合は6.4%と減少傾向にはありますが、特に子育て世代に当たる30歳代男性では12.4%と依然高い水準で推移しており、長時間労働の実態が見られます。

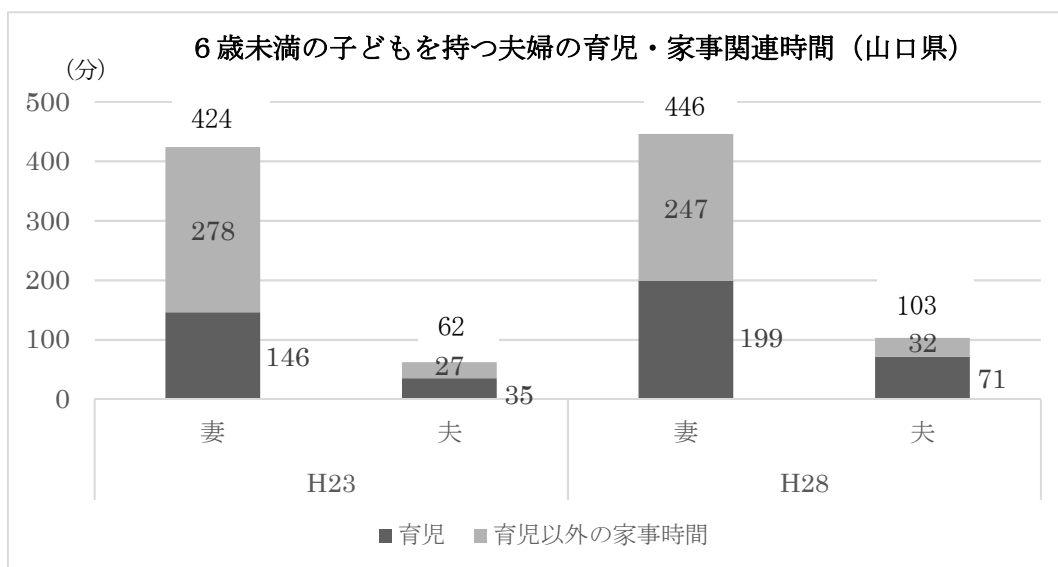
また、山口県の男性の育児休業取得率は、上昇傾向にありますが、女性と比べて依然として低く、6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間も、妻と比べるとかなり少ない状況です。



【資料：労働力調査】



【資料：山口県雇用管理実態調査および県働き方改革推進実態調査】



【資料：社会生活基本調査】

2 「第3次光市男女共同参画基本計画」策定後の国・山口県の動き

(1) 国の動き

ア 「女性活躍推進法」の改正

一般事業主行動計画の策定等の義務を常用労働者301人以上から101人以上の企業に拡大することや、女性活躍に関する情報公表項目の拡大等を内容とする女性活躍推進法等一部改正法が令和元年5月に成立し、令和2年4月から施行されました。(対象企業の拡大については令和4年4月施行)

イ 「政治分野における男女共同参画推進法」の施行

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画推進法」が、平成30年5月に施行されました。国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。

ウ 「働き方改革関連法」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、時間外労働の上限設定や5日以上有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成31年4月から施行されました。(中小企業の「時間外労働の上限設定」は、令和2年4月施行)

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和2年4月から施行されました。(中小企業は、令和3年4月施行)

エ 「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正

職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について事業主への義務付けを内容とする「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、平成29年1月に施行されました。

また、これらの法律を改正し、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、令和2年6月に一部施行されました。

オ 「配偶者暴力防止法」の改正

DV被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、「配偶者暴力防止法」が改正され、令和2年4月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化されました。

カ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、教育・啓発の強化などに取り組むことが、令和2年6月に決定されました。

キ SDGs 達成に向けた取組

平成27年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な環境や社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を理念とする行動計画（SDGs）における17ある目標の1つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。平成28年に総理を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のために取り組んでいます。

ク 国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月策定）を改定した、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定（令和2年12月策定）されました。

(2) 山口県の動き

ア 「やまぐち維新プラン」の策定

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として、平成30年10月に策定されました。

プランの重点施策に、「M字カーブの解消に向けた女性就業支援の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することとしています。

イ 第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第1期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したうえで、県の実情に応じた実践的な計画として令和2年3月に策定されました。その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとしています。

ウ 「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の改定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改定等を踏まえて、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」を令和3年3月に改定し、DV対応と児童虐待対応との連携などを強化しました。

エ 性暴力相談ダイヤル「あさがお」の開設

性暴力被害に特化した相談専用電話を平成 29 年 1 月に山口県男女共同参画相談センターに開設し、関係機関と連携しながら、24 時間 365 日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）を実施しています。

オ 男女共同参画に関する県民調査の実施

男女平等や仕事、家庭、地域等に関する県民の意識や配偶者等からの暴力の実態を把握することを目的として、18 歳以上の県民を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」、「男女間における暴力に関する調査」を令和元年 9 月に実施しました。

カ 県の「第 5 次山口県男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく「第 5 次山口県男女共同参画基本計画」が令和 3 年 3 月に策定されました。

3 市民アンケート調査からみる現状と課題

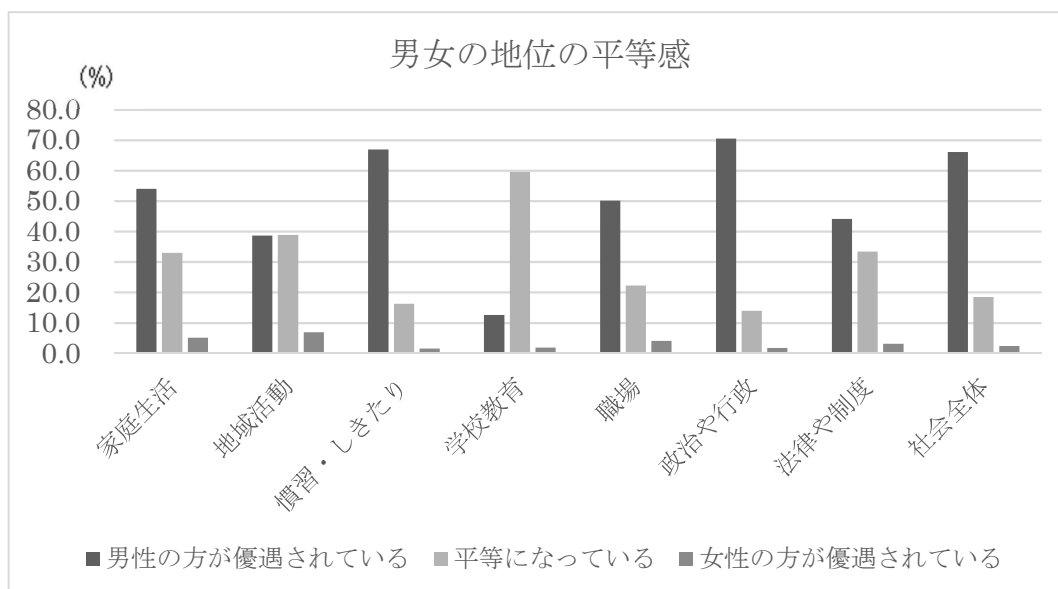
令和2年10月に、18歳以上の市民1,500名を対象として「男女共同参画に関する市民アンケート」（以下「市民アンケート」という。）を実施しました。主な結果は以下のとおりです。 ※回答率40.9%、回答者数610人（男性275人、女性333人、性別無回答2人）

(1) 男女の地位の平等について

社会全体における男女の地位の平等意識は、「平等」18.5%で、平成27年度調査（以下「前回」という。）19.1%に対し下がるとともに、「第3次光市男女共同参画基本計画」の指標の目標値（19.1%以上）を下回りました。これは「学校教育」で59.6%、「地域活動」で38.9%と比較的高い値であったものの、「政治や行政」では13.9%、「慣習、しきたり」で16.3%と低い値であったためと考えます。

また、社会全体において、「男性優遇」66.1%（前回59.7%）、「女性優遇」2.4%（前回3.5%）となっており、依然として「男性優遇」の状況となっています。

このことから、今後、一層の不平等な慣習やしきたりの改善（生涯学習）、幼少時からの教育（家庭・学校教育）、女性自身のエンパワーメント支援など各分野に及ぶ公的サービスの充実や様々な分野での女性の活躍に対する支援や男女共同参画社会の実現に向けた啓発、教育を行っていく必要があります。

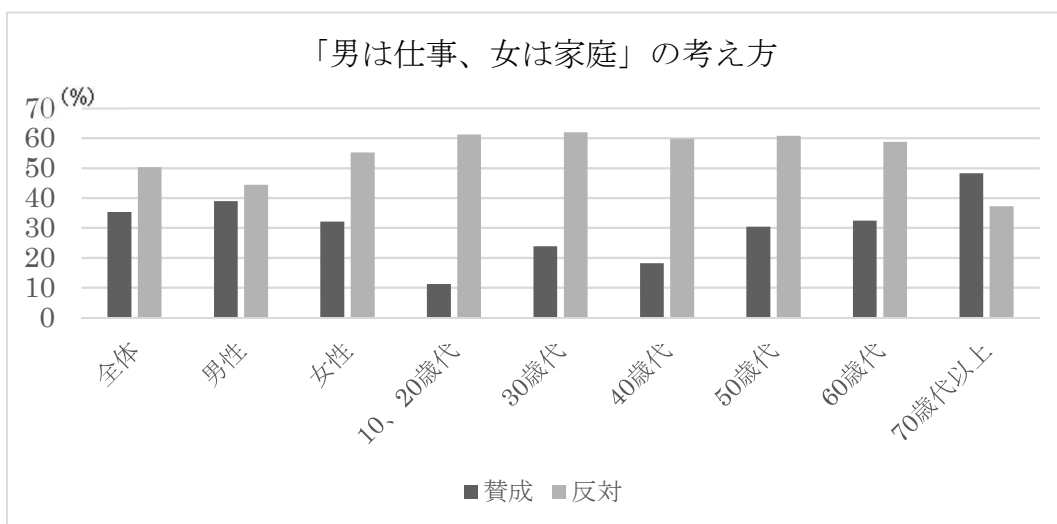


(2) 男女の生き方について

男女の固定的な性別役割分担意識である「男は仕事、女は家庭」について、「反対」「どちらかといえば反対」は50.3%となり、前回の44.6%を上回り、指標の目標値(44.6%以上)を達成しました。しかしながら、性別では男性44.4%、女性55.2%であり、男性に固定的な性別役割分担意識が多く残っているようです。また、70歳代以上では「賛成」が48.3%であるのに対し、「反対」は、10、20歳代で61.2%、30歳代61.9%、40歳代59.8%、50歳代60.8%、60歳代58.7%と、若い世代を中心に意識改革が進んでいるものと思われます。

なお、「反対」意見の理由としては「固定的な男性と女性の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」や「男女平等に反すると思うから」が、「賛成」意見の理由としては、「女性が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」や「家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから」という回答が多くありました。

今後は、特に男性及び高齢者層の意識改革が重要であると考えられます。

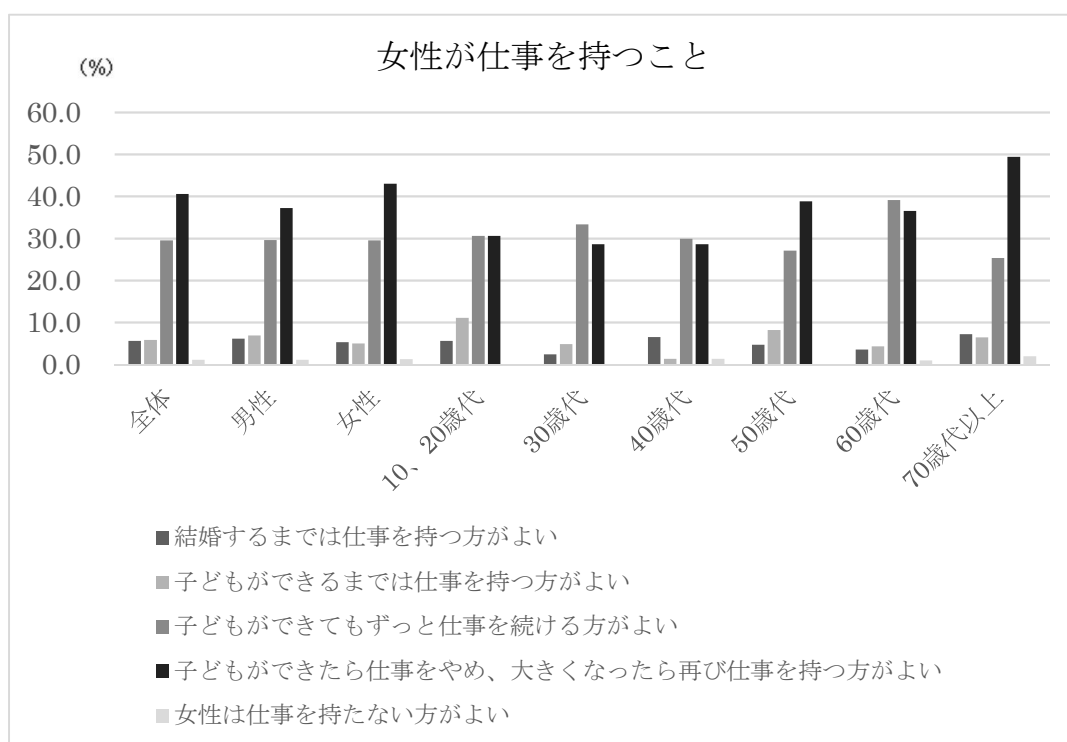
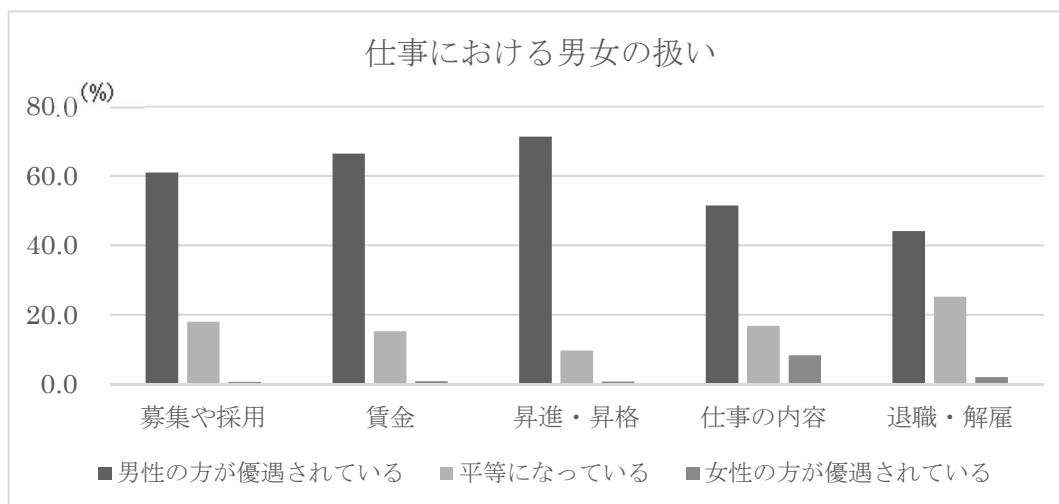


(3) 働く環境について

仕事における男女の扱いについては、「昇進・昇格」71.3%、「賃金」66.4%、「募集や採用」61.0%、「仕事の内容」51.5%、「退職・解雇」44.1%とすべての項目で「男性が優遇されている」となっており、男性に比べて女性の方が働く環境が整っていないのが現状と言えます。

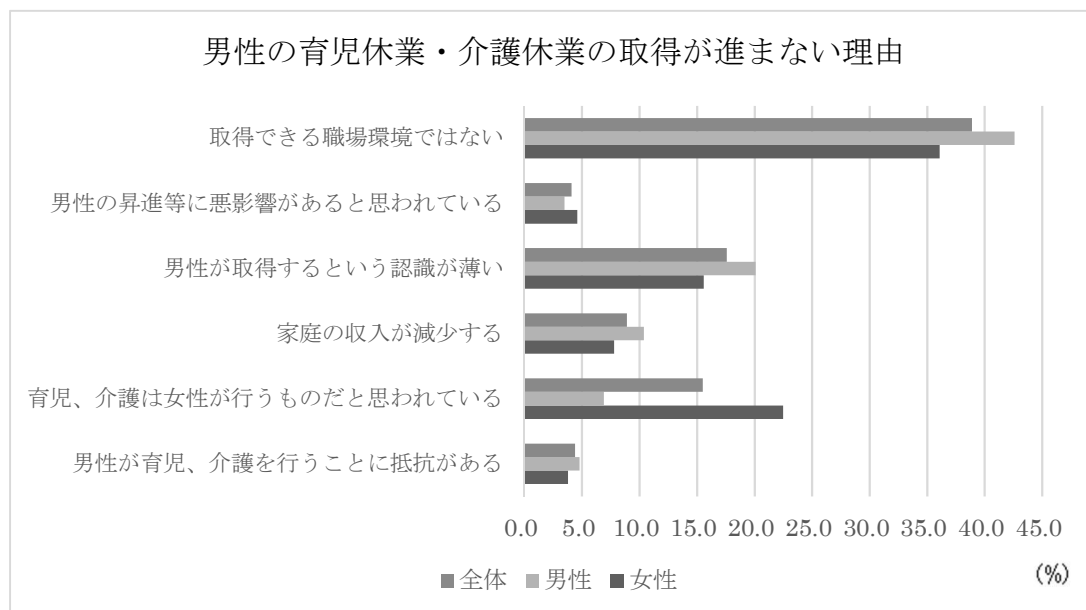
また、女性が仕事を持つことについては、「子どもができれば仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい」が40.6%で、性別でも男女ともに一番高く、次が「子どもができてみずっと仕事を続けるほうがよい」の29.5%となっています。年代別では、30歳代、40歳代、60歳代では「子どもができてみずっと仕事を続けるほうがよい」が一番高く、10、20歳代では「子どもができてみずっと仕事を続けるほうがよい」と「子どもができれば仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい」が同率となっています。このことから、

子育ての現役世代等を中心に、子どもができて仕事が続ける方がよいと考える人が多くなっています。



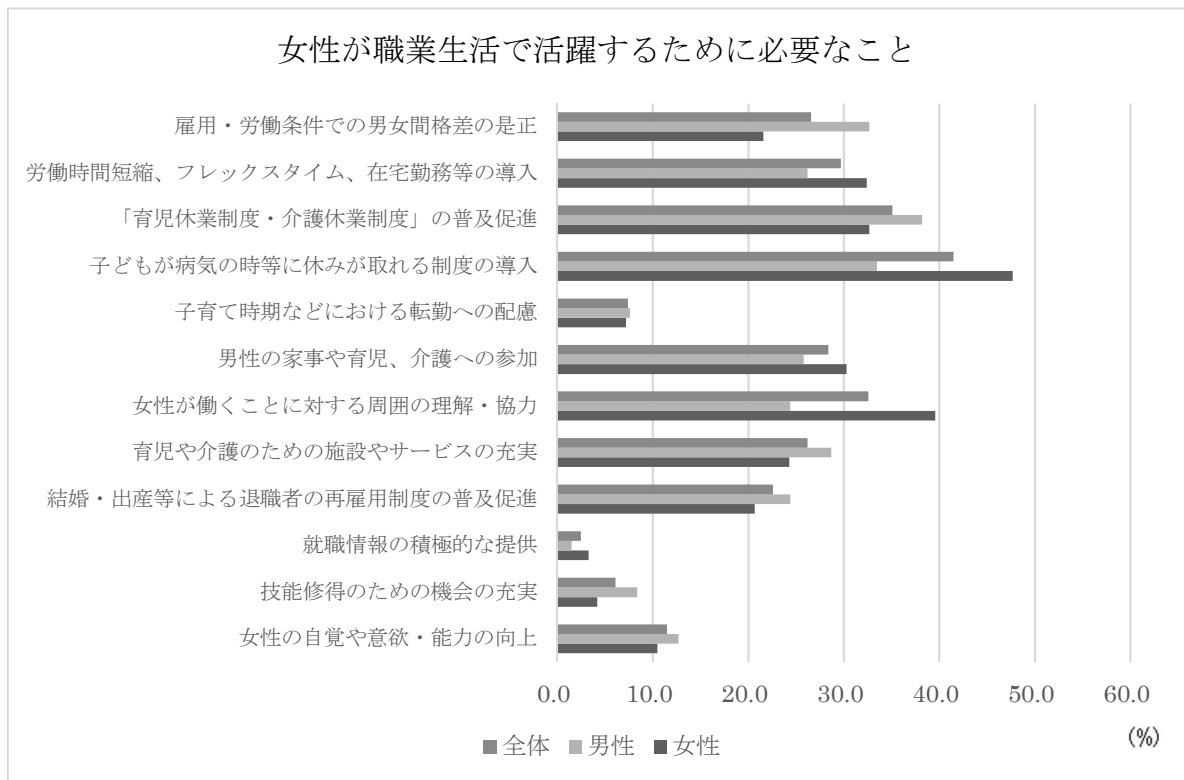
また、男性の育児休業・介護休業の取得が進まない理由としては、「取得できる環境ではないから」が38.9%と最も高く、「男性が取得するという認識が薄いから」17.6%、「育児、介護は女性が行うものだと思われるから」15.5%となっています。今後、男性が育児休業や介護休業を取得できる環境を整えていくことに加え、育児や介護を男性と女性が共に担っていくことについての意識改革を進め、男性の休業取得率を上げていくことが、女性が仕事続けられる社会への推進につながる

ものと考えます。



(4) 女性の活躍の推進について

女性が職業生活で活躍するために必要なことは、「子どもが病気やけがの時などに休みが取れる制度を導入する」41.5%（男性33.5%、女性47.7%）、「育児休業制度・介護休業制度」を普及促進する」35.1%、「女性が働くことに対する、家族や職場など周囲の理解・協力を深める」32.6%（男性24.4%、女性39.6%）の順となっており、項目によっては女性のポイントが男性よりかなり高くなっています。子どもや要介護者を抱えながら働く男女が、育児や介護に係る計画的、また緊急の休みを取れる制度が整っており、かつ、その休みを安心して十分に取れること、さらに、女性が働くことについて配偶者や職場の上司、同僚が深く理解し、女性が働き続けられるよう協力することが求められています。



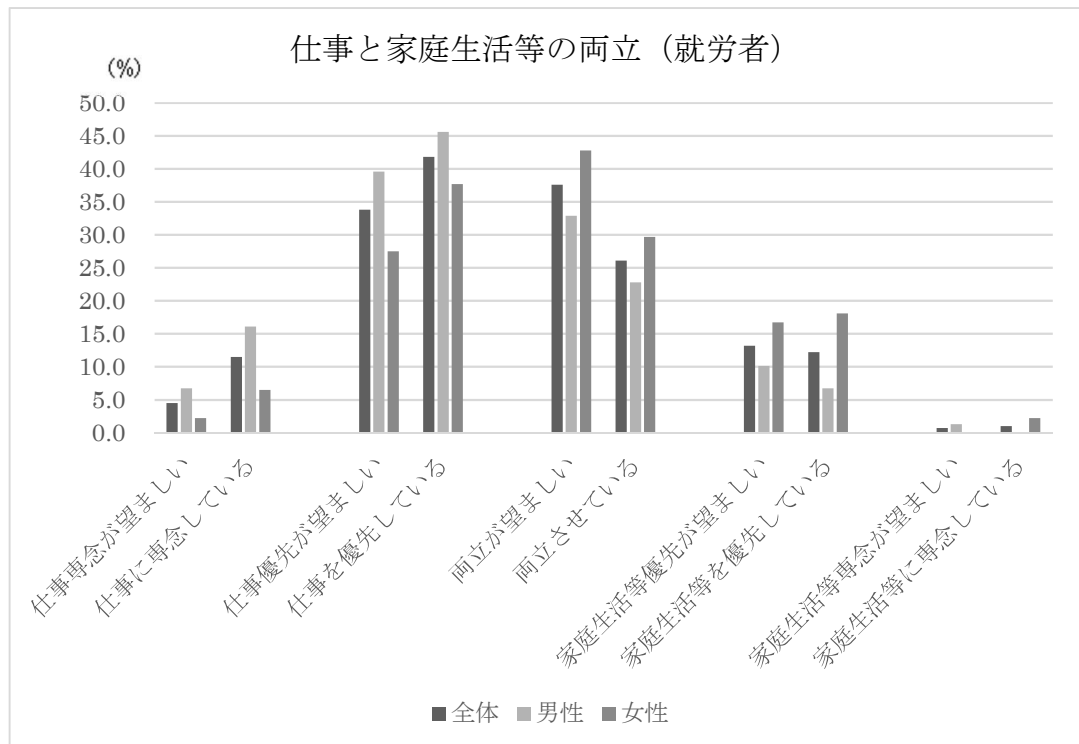
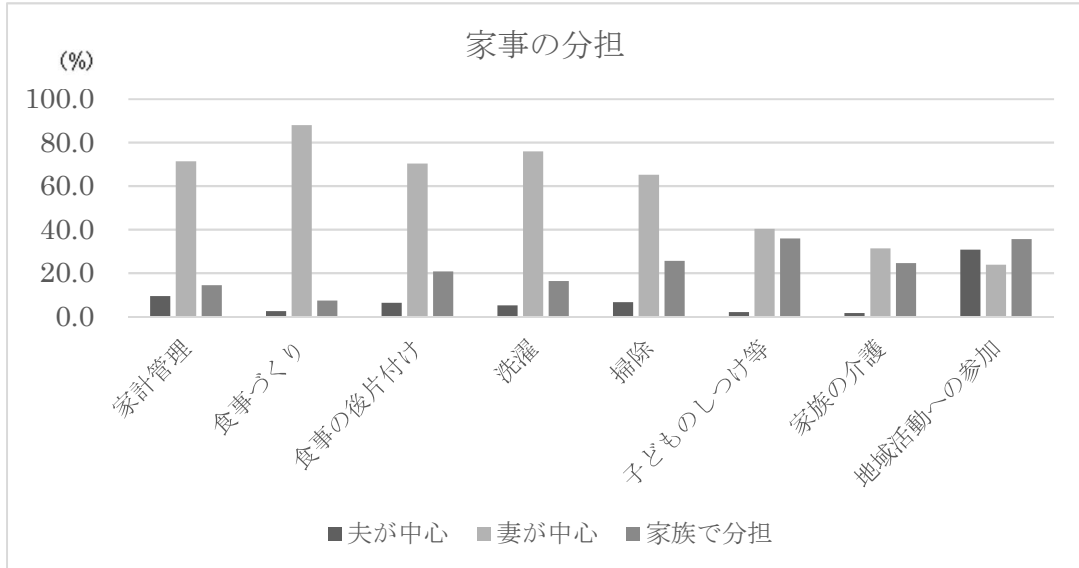
(5) 仕事とその他の生活（家庭生活・地域活動）の両立について

既婚者の家事分担については、8項目の設問中7項目で「妻が中心」が最も高く、「食事づくり」87.9%、「洗濯」75.9%、「日常の家計管理」71.3%、「食事のあとかたづけ」70.3%、「掃除」65.1%、「子どものしつけや家庭教育」40.2%、「家族の介護」31.3%が「妻が中心」となっています。なお、「地域活動への参加」「子どものしつけや家庭教育」「掃除」「介護」については家族で分担する割合も多くなっており、特に「地域活動への参加」では、「家族で分担」35.5%、「夫が中心」30.7%、「妻が中心」23.8%と、「分担」や「夫が中心」の割合が多くなっています。

家庭生活の基本である家事、育児、介護に係る労力や時間を女性が過重に負担している現状のままでは、女性の社会参画、特に職業生活で活躍することは難しいと考えられます。仕事と家庭生活等の両立は、決して女性だけの課題ではなく、むしろ男性自身の働き方や性別役割分担意識に基づく価値観や行動を見直し、男性の家事参画を推進することが大きな課題となっています。

また、就労者に限れば、仕事とその他の生活（家庭生活、地域活動）のどちらを優先させるかについては、「家庭生活または地域活動と仕事を、同じように両立させる」は、理想（望ましい）37.6%に対し、現実（させている）は26.1%となり、11.5ポイントも低くなっています。逆に、「家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念する」が理想の4.5%に対し、現実には11.5%と7.0ポイント高くなっており、性別で見ても、男女ともに、望んでいるが両立できていない、あるいは、望んでいないのに仕事に専念または仕事優先となっている人が多いのが現状です。

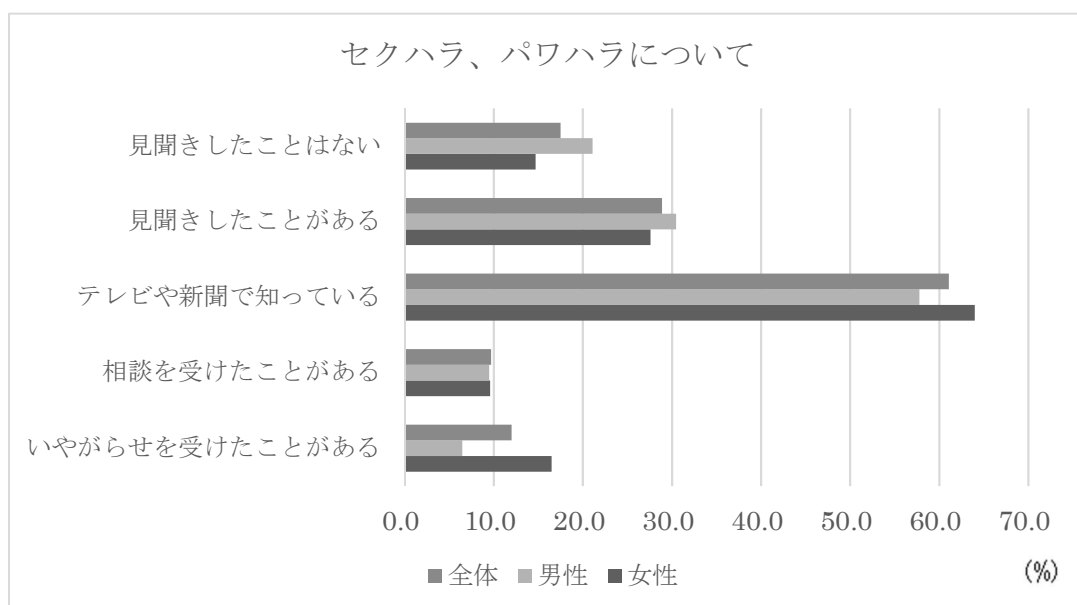
家庭生活等と仕事を両立させたい就労者等が、望んでいる生活を実現できるよう、社会全体で支援していく必要があります。

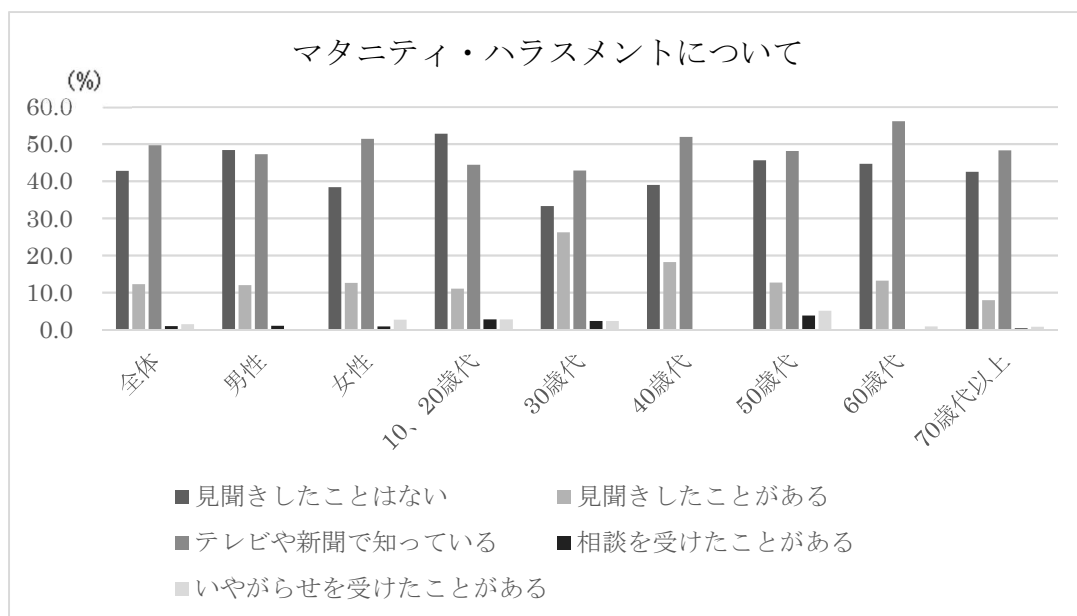


(6) セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについて

セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについて「いやがらせを受けたことがある」が12.0%（男性6.5%、女性16.5%）、マタニティ・ハラスメントについて「いやがらせを受けたことがある」という女性は2.7%でした。また、50歳代が5.1%、10、20歳代が2.8%、30歳代が2.4%とマタニティ・ハラスメントを受けた人が多く、回答者の男女比から換算すると、50歳代の女性の10人から11人に1人はマタニティ・ハラスメントを受けていることになります。

セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントとともに、男性よりも女性の被害者が多く、また、妊娠や出産を理由に本人の意思によらない退職に追い込むなどのマタニティ・ハラスメントは、女性の社会参画を阻害する要因の一つとなっており、女性が産前産後休暇や育児休暇を経た後に、安心して職場復帰ができるよう職場環境を整備していく必要があります。

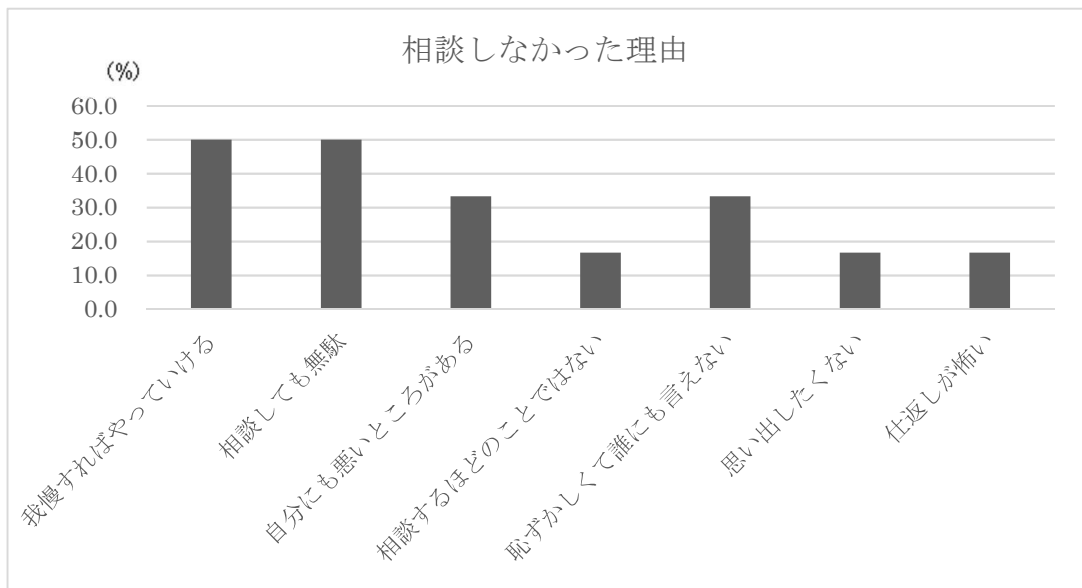
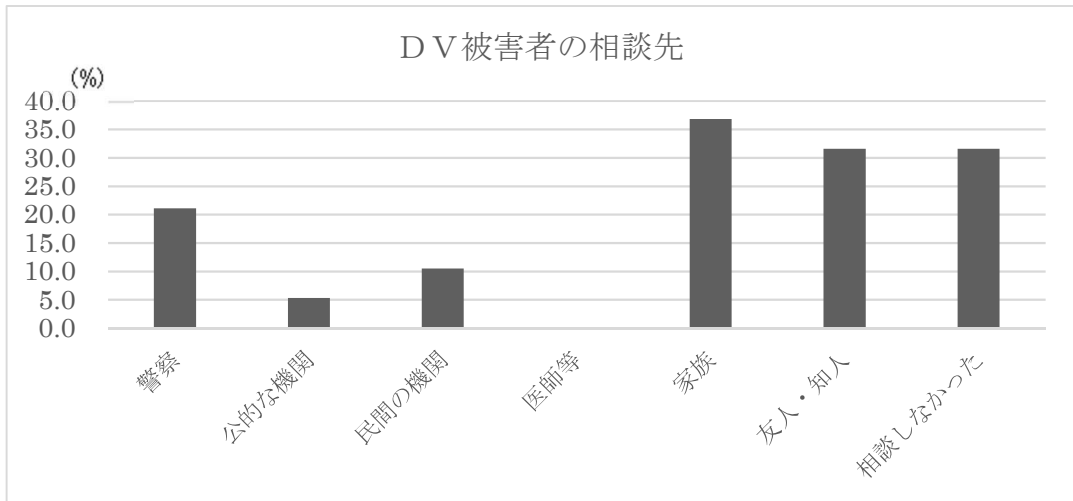
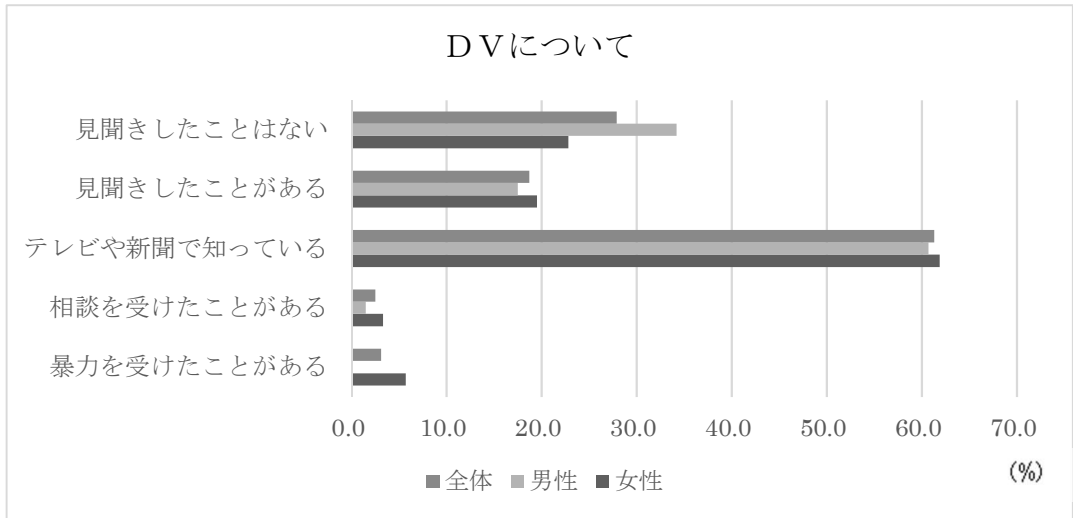




(7) ドメスティック・バイオレンス (DV) について

夫婦や交際相手などの親しい間で行われる身体的・心理的・性的な暴力行為（ドメスティック・バイオレンス (DV)）を受けたことがある人は3.1%（男性0.0%、女性5.7%）（男性275人中0名、女性333人中19名）となっています。そのうち「家族に相談」36.8%、「友人・知人に相談」31.6%、「相談しなかった」31.6%、「警察に連絡・相談」21.1%、「民間の機関（弁護士など）に相談」10.5%、「公的な窓口へ相談」5.3%であり、計画の指標の目標値である「公的な相談窓口や電話相談に相談した人」については、前回の4.8%に比べ増加しています。

また、「相談しなかった」（女性6名）理由としては、「我慢すれば何とかやっていける」50.0%、「相談しても無駄」50.0%、「自分にも悪いところがある」33.3%、「恥ずかしくて言えない」33.3%等であり、今後ともDV防止の啓発と相談窓口の周知に一層努める必要があります。

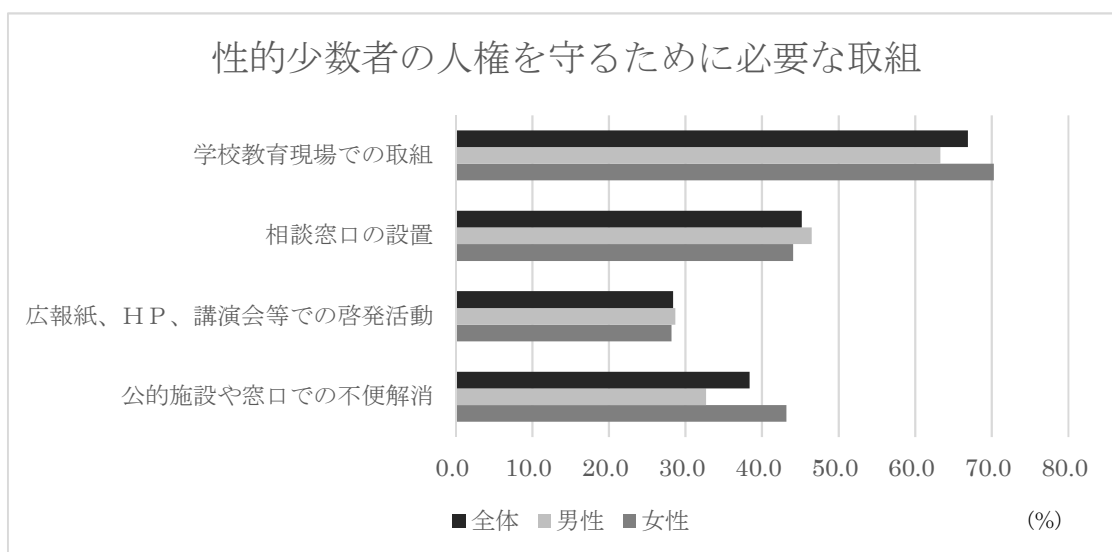
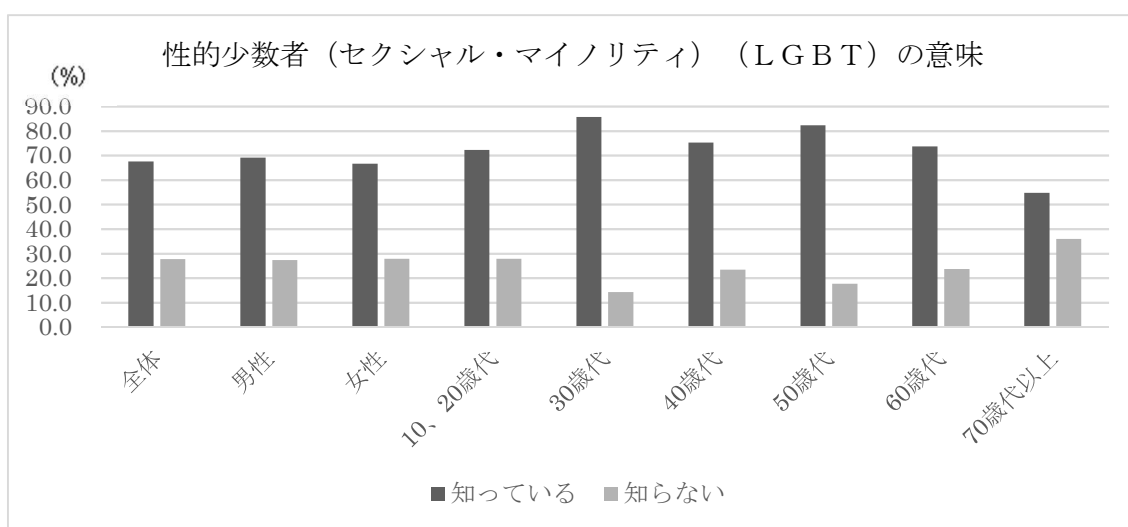


(8) 性的少数者（セクシャル・マイノリティ）（LGBT）について

性的少数者（セクシャル・マイノリティ）またはLGBTという言葉の意味については、「知っている」67.5%、「知らない」27.7%となっています。特に30歳代では「知っている」が85.7%と認知度が高く、70歳代以上では54.8%と若干低くなっています。

また、性的少数者の人権を守るために必要な取組は、「学校現場での取組（性の多様性に関わる授業、制服・トイレの配慮）」66.9%、「相談窓口の設置」45.2%、「公的施設や窓口での不便解消」38.4%、「広報紙、ホームページ、講演会等での啓発活動」28.4%となっています。

性的少数者についての正しい知識を持ち、性的指向、性自認等の多様性を理解した上で、性的少数者を含めたすべての人の人権を守る取組を進める必要があります。



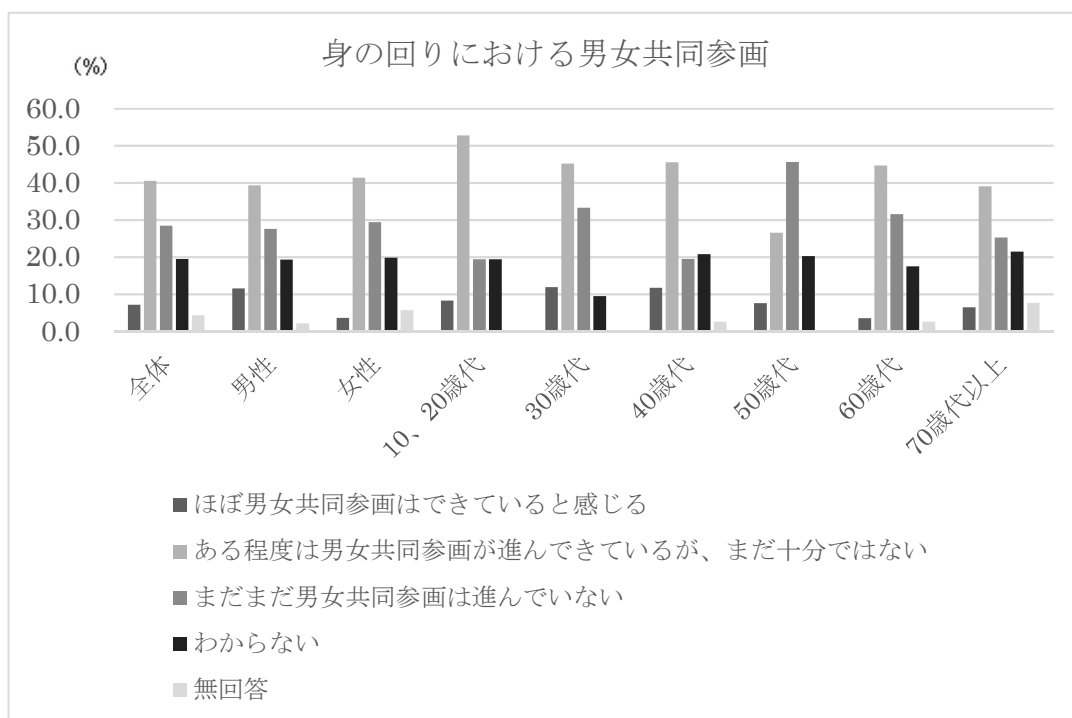
(9) 男女共同参画について

身の回りにおける男女共同参画については、「ある程度は進んできているがまだ十分ではない」40.5%（男性39.3%、女性41.4%）、「まだまだ進んでいない」28.5%（男性27.6%、女性29.4%）となっており、まだ十分ではない、進んでいないと回答した方が約7割です。また、「ほぼできている」7.2%（男性11.6%、女性3.6%）については、男性と女性の回答に8ポイントの差があり、女性の方が男女共同参画は進んでいないと考える人が多くなっています。

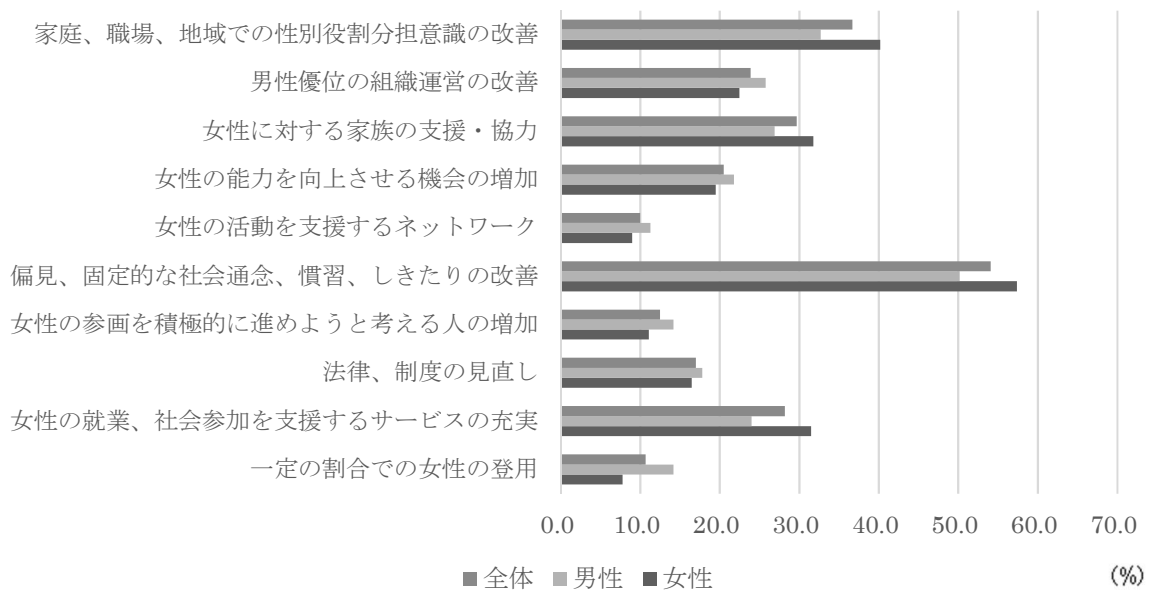
また、「男女共同参画社会」の形成のため、女性が社会のあらゆる分野にもっと参画していくために重要なことについては、「男性・女性両方の意識を高め、偏見、固定的な社会通念、習慣、しきたりを改善する」が54.1%（男性50.2%、女性57.4%）と最も高く、以下「家庭、職場、地域における性別による役割分担、性差別の意識を改める」36.7%（男性32.7%、女性40.2%）、「女性に対して、家族の支援・協力が得られるようにする」29.7%（男性26.9%、女性31.8%）となっています。

なお、「一定の割合で女性を登用する」10.7%（男性14.2%、女性7.8%）については女性よりも男性の賛成割合が多くなっています。

今後、社会全体で、男性優位の考え方や固定的な社会通念、性別による役割分担意識や慣行を改め、職業生活を営む女性に対して家族が協力しつつ、女性自らが積極的に意思決定の場に参画し、活躍できる環境を整備していくことが求められます。



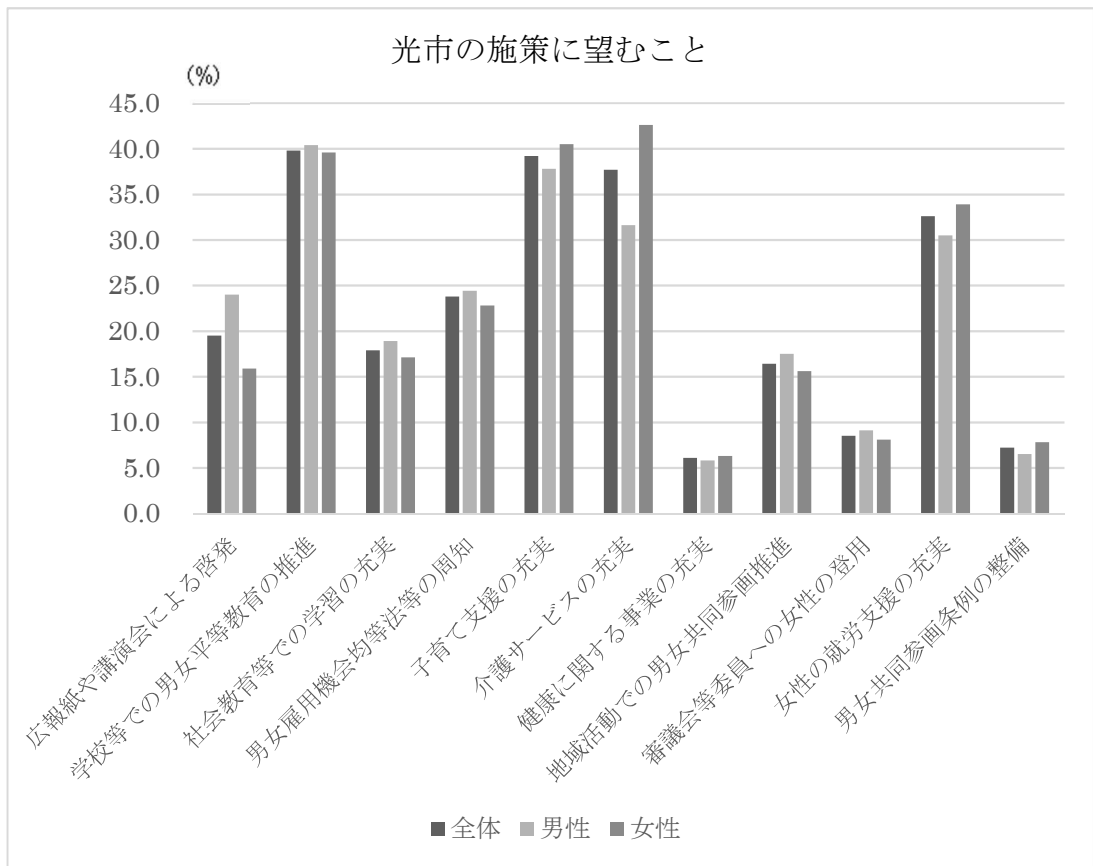
男女共同参画社会形成のために重要なこと



(10) 今後の取組について

「男女共同参画社会」を実現するため市の施策に望むことは、「学校などによる男女平等教育の推進」39.8%（前回26.2%）、「保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援の充実」39.2%（前回41.6%）、「介護サービスの充実」37.7%（前回41.6%）、「女性の就労支援の充実」32.6%（前回32.6%）の順となっています。

男女共同参画の推進には、まずは男女が平等であることの意識を子どものころから持つ必要があります、そのための教育が大変重要です。また、子育て支援と介護サービス、あるいは女性の就労支援への要望も依然として高いことから、男性も女性も、子育てや介護と職業生活の両立ができるよう、また、出産、育児のために離職した女性が、子育てが一段落した後に本人が望むような再就職ができるよう、子育て支援や介護サービス等の一層の充実を進めていくことが求められています。



4 「第3次光市男女共同参画基本計画」の検証

平成29年3月に策定した「第3次光市男女共同参画基本計画」では、基本理念を、

^{みんな}
**男女が共に活躍し、一人ひとりの個性と能力が輝く
ゆたかなまちを目指して**

と定め、4つの基本目標を立て、取り組んできました。

基本目標Ⅰ 『改革』 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

重点項目1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

重点項目2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【主な取組】

- 「人権を考えるつどい in ひかり」、「いどばた人権考座」等の市民を対象としたイベントの開催や男女共同参画推進週間・月間に合わせ、ポスター掲示やチラシ配布等を行いました。
- 「女性のつどい」を開催し、女性のエンパワーメントについての学習機会の充実に努めました。
- 「いい夫婦（ふたり）noほんねとーく」や「光市男女共同参画推進ネットワーク」との連携による「女性が活躍する社会に向けた座談会」、また、民間との協働による参加体験型イベント「男女共同参画ってなんじゃろう？～子育てをみんなで考えよう～」を開催し、家庭における男女共同参画や、女性労働者、妊産婦、子育て中の女性について理解を深める機会としました。
- 中学生やPTA及び光市人権教育指導者研究会会員が対象の「ハートフルDAY in 光」の開催や、毎年市内小中学校2校を人権教育の指定校とし、研究発表会を開催しました。
- 父親参加型の「パパも出番ですよ！」事業において親子教室（体操・食育・料理・写真・木工・鉄棒・料理等）を実施しました。
- 企業等人権講座等において、男女共同参画を課題として扱いました。
- 図書館において男女共同参画に関する絵本を購入し、男女共同参画推進月間に展示コーナーを設置して貸出を促進するとともに、おはなし会において絵本の読み聞かせを行いました。
- 生涯学習センターや各コミュニティセンターにおいて、男女共同参画に関する内容を取り入れた講座や講演会を実施し、また、ホームページやSNSを活用し、女性のエンパワーメントのための講座情報や助成情報を提供しました。

【計画の指標の達成状況】

計画の指標	前回値①	近況値②	目標値③ R 3	達成率 ②÷③×100
① 男女の固定的な役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定しない人の割合	44.6%	50.3%	44.6% 以上	112.8%
② 「慣習・しきたりなど」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	23.0%	16.3%	23.0% 以上	70.9%
③ 「社会全体」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	19.1%	18.5%	19.1% 以上	96.9%
④ 「ほぼ男女共同参画はできている」と感じる人の割合	9.9%	7.2%	9.9% 以上	72.7%
⑤ 「学校教育」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	64.0%	59.6%	64.0% 以上	93.1%
⑥ 男女共同参画や女性の活躍などに関連する出前講座の実施数	0件	0件	5件	0%
⑦ 男女共同参画や女性の活躍などに関連するセミナーや講演会への参加者数	340人	300人	500人	60.0%

※前回値出典【年度】：①②③④⑤男女共同参画に関する市民アンケート【H27】

⑥人権推進課【H27】

⑦人権推進課・人権教育課【H27】

※近況値出典【年度】：①②③④⑤男女共同参画に関する市民アンケート【R2】

⑥人権推進課【R2】

⑦人権推進課・人権教育課【R1】（R2は、「女性のつどい」中止）

【課題】

「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的役割分担意識が原因で、男女共同参画社会の視点に立った社会制度や慣行の見直しや、意識啓発活動の推進が現状の課題となっています。そのためには、市民グループの育成やあらゆる機会や媒体を活用し、わかりやすい啓発が必要です。

男女がともに仕事と家庭に責任を分かち合える社会を目指して、男性の家庭への参画を促す取組や、社会全体の理解の醸成や意識改革に向けた取組が大切になっています。

子どもの頃から自然に男女共同参画意識を持てる環境づくりや、地域、職場などにおいて、特に固定的な性別役割分担意識が強く残る男性に対し、男女共同参画の視点に立った意識や行動へ促すための効果的な学びの場が必要です。

基本目標Ⅱ 『拡大』 あらゆる分野における女性の参画の拡大

重点項目 3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

重点項目 4 地域における男女共同参画の推進

【主な取組】

- 市の審議会委員等や委員の公募については積極的に女性委員の登用の呼びかけを行い、審議会等女性登用率は令和3年4月1日時点では29.6%となりました。
- 県制度「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」、「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」、「やまぐち子育て応援企業宣言制度」などのパンフレットの設置及び商工会議所や商工会への情報提供等による普及啓発を図りました。
- 商工会議所、商工会、金融機関等と連携を図り、創業支援を実施し、市制度融資の創業資金に女性の利用がありました。
- 地域自治の実現を目指し、女性や若者等を含む、市民参加の機運を高めるための「交流カフェ」を開催しました。
- 女性団体連絡協議会理事会を複数回開催し、情報交換や情報共有を図りました。また、女性の地位向上や男女共同参画社会構築の推進を図るため、実施事業等に対する支援を行いました。
- 自主防災組織や自治会等への出前講座の中で、避難所運営等における女性目線の大切さや協力の必要性について周知を図りました。
- 「エコフェスタ」、「エコスタイルセミナー」を展開するとともに、「環境「まなび」推進事業」の展開により、男女を問わず、幅広い世代の市民が環境について学ぶ場を創出しました。

【計画の指標の達成状況】

計画の指標	前回値①	近況値②	目標値③ R 3	達成率 ②÷③×100
①市の各種審議会等における女性の登用の割合	22.4%	29.6%	40.0% 以上	74.0%
②女性を登用している市の審議会等の割合	88.5%	89.8%	100%	89.8%
③市の職員（病院局・水道局を除く）の管理職における女性管理職の割合	7.9%	13.3%	7.9% 以上	168.4%
④「政治や行政」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	17.5%	13.9%	17.5% 以上	79.4%
⑤「法律や制度」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	36.3%	33.4%	36.3% 以上	92.0%
⑥「地域活動」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	36.3%	38.9%	36.3% 以上	107.2%

※前回値出典【年度】：①②③人権推進課【H27】

④⑤⑥男女共同参画に関する市民アンケート【H27】

※近況値出典【年度】：①②③人権推進課【R3】

④⑤⑥男女共同参画に関する市民アンケート【R2】

【課題】

男女の固定的な役割分担意識が原因となり、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画できていないのが現状です。

特に、女性の参画を推進するために、市の女性職員の管理職等への登用や職域拡大等、行政が率先して政策・方針決定過程への女性の参画に取り組むことや人材の養成が現在の課題となっています。

また、地域活動における固定的な性別役割分担の見直しや、男女共同参画をテーマとした地域における行事等の開催、商工会議所や商工会等と連携した啓発活動の推進が重要です。

さらに、今後の持続可能な地域社会を築くため、防災や環境問題等への女性の参画も重視されています。

基本目標Ⅲ 『活躍』 女性の活躍の推進と男女が共に働きやすい環境の整備

重点項目 5 働く場における女性の活躍の推進

重点項目 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

重点項目 7 子育て・介護支援の充実

【主な取組】

- ハローワーク等と連携を図り、収集した各種情報について市広報紙への掲載やパンフレットの設置、また、商工会議所や商工会を通じた情報提供等による普及啓発により、雇用環境の整備促進を図りました。
- 市では、育児・介護休業制度の利用促進のため、対象職員に対し、個別に制度説明を行うとともに、休業制度取得職員の代替臨時職員を配置し、また、男性職員の育児のための休暇制度について、全庁的に周知しました。
- 父親の子育てを支援するため、「パパの子育てノート（父子手帳）」を継続して配布し、男性の育児参加について推進を図りました。
- 「女性が活躍する社会に向けた座談会」を開催し、男性の家事参画の重要性について理解を深める機会としました。
- 子ども相談センター「きゅっと」を児童福祉法に定める「子ども家庭総合支援拠点」と位置づけ、専用相談室を整備し、相談しやすい環境を整えました。
- 子育て支援センター（チャイベビステーション）を親子の集いの場として子育て家庭のニーズにあった行事を開催し、子育て家庭が必要とする育児や子育てに関する情報提供に取り組みました。
- 子ども家庭課では、「パパも出番ですよ」事業において、年に数回の親子教室（木工、鉄棒、料理等）を実施しました。
- 中学校区を単位とするコミュニティ・スクールの取組を推進し、子どもの発達段階に応じた学校・家庭・地域の協働を充実しました。
- 延長保育や休日保育などの特別保育、放課後児童クラブ（サンホーム）や放課後子ども教室によるサービスの整備・充実に努めました。
- 「プレママ～おっぱい育児スタート講座～」1コース3回で、年間4コース実施の母親教室、家族学級を実施するとともに、来所、電話、メール、訪問等により随時妊婦の相談を実施しました。
- 愛情豊かなふれあいの子育ての啓発のため、おっぱいまつりを開催し、協力団体や子育て応援企業、子どもボランティアを中心に各種イベントを実施しました。
- 図書館では、生後6か月から未就園親子を対象に、わらべうたあそびと絵本の読み聞かせの会を開催しました。
- 第7期介護保険事業計画等に基づく介護サービスの提供や地域包括支援センター業務等の実施により、家族の介護負担の軽減を図り、仕事と家庭（介護）の両立を支援しました。

【計画の指標の達成状況】

計画の指標	前回値①	近況値②	目標値③ R 3	達成率 ②÷③×100
① 「職場」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	18.5%	22.3%	18.5%以上	120.5%
②25歳から44歳までの女性の就業率	65.9%	75.5%	71.0%	106.3%
③マタニティ・ハラスメントを受けたことがある女性の割合	3.7%	2.7%	減少させる	減少
④家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている人の割合	26.3%	26.1%	26.3%以上	99.2%
⑤「家庭生活」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	32.1%	33.0%	32.1%以上	102.8%
⑥やまぐち男女共同参画推進事業者数（認定件数、累計）	11件	16件	16件	100.0%
⑦やまぐち子育て応援企業届出数	15件	21件	18件	116.7%
⑧「子育て支援対策の充実」の市民満足度	28.8%	37.7%	28.8%以上	130.9%
⑨子育てに関する講座・イベント等への参加者数（年度）	11,279人	4,333人	12,000人	36.1%
⑩地域の子育て支援拠点年間利用者数（年度）	13,763人	8,160人	14,500人	56.3%
⑪認知症サポーター養成講座受講人数（累計）	7,021人	9,280人	10,600人	87.5%

※前回値出典【年度】：①③④⑤男女共同参画に関する市民アンケート【H27】

②国勢調査【H22】

⑥⑦人権推進課【H28（県における制度開始以降の累計）】

⑧まちづくり市民アンケート【H28】

⑨⑩子ども家庭課【H27】

⑪高齢者支援課【H27 H18-27 累計】

※近況値出典【年度】：①③④⑤男女共同参画に関する市民アンケート【R2】

②就業構造基本調査【H29】

⑥⑦人権推進課【R2（県における制度開始以降の累計）】

⑧まちづくり市民アンケート【R3】

⑨⑩子ども家庭課【R2】

⑪高齢者支援課【R2 H18-R2 累計】

【課題】

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものであることから、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮し、また、その環境を整備することは大切ですが、雇用形態に原因があるためか、非正規雇用に関して、女性は5割以上と大きな割合を占めています。

育児休業等取得に向けた職場環境の整備やポジティブ・アクション(積極的改善措置)の啓発や導入がさらに必要です。

女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て、介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮することが重要であり、そのためには、一人ひとりが仕事と家庭、地域生活などをバランスよく充実させ、多様な生き方を選択できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、長時間労働の縮減や子育て、介護の支援体制の充実を図ることが必要です。

特に、男性が家事・育児・介護・地域活動等へ主体的に参画することについて、粘り強い啓発活動の推進が重要です。

また、子育てや児童虐待防止に関する学習支援や意識啓発に努めるとともに、各種子育て支援対策や保育制度、介護支援サービスの充実が求められています。

基本目標Ⅳ 『健康』 男女が健康で安心・安全に暮らせる社会づくり

重点項目 8 生涯にわたる心と身体健康支援

重点項目 9 安心して暮らせる環境の整備

重点項目 10 男女間のあらゆる暴力の根絶

【主な取組】

- 「光市健康づくり推進計画」の推進を図るため、市民の健康づくりのために特に優先して取り組む事項を「光 スマイル ライフ プロジェクト ～光市健康応援プロジェクト～」として位置付け、また、光健康マイレージ事業、光の恵み de 朝ごはん事業、こころの健康チェック事業等の各種事業や、各年代に応じた健康教育や健診体制の充実、健康相談や心の健康相談を随時実施しました。
- 健康増進課において、思春期の出前講座を学校からの要望により随時実施し、思春期の心身の変化、性感染症、男女交際、LGBT等について啓発を図りました。
- プレママ、思春期の出前講座等により母性保護の指導啓発を図るとともに、マタニティマーク普及啓発による妊婦、母性の保護促進を図りました。

- 各学校において「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を開催しました。
- 地域包括支援センターでは、「いきいき百歳体操普及事業」の実施等による介護予防・認知症対策の推進や、成年後見制度等の権利擁護に関する相談支援など、高齢者への生活支援を行いました。
- 障害のある人の相談に総合的に応じる「障害者総合相談支援事業」を市内及び周南圏域の事業所に委託して実施しました。
- 就労を希望する障害者に必要な訓練を実施するとともに、相談支援事業を中心とした民間企業等との連携による障害者雇用を推進しました。
- ひとり親家庭等で一時的に子育てや生活支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣し、家事、介護、保育サービスなどの支援を行う県制度の啓発及び必要な家庭への利用促進を図りました。
- 「子ども相談センターきゅっと」において、児童虐待など多様化する相談内容に対応するとともに、関係機関との連携強化を図りました。
- その他困難を抱えた人々へ向けて光市社会福祉協議会に窓口（光市生活自立相談支援センター）を開設し、相談を受け、個々に適切な支援計画を策定した上で、関係機関と調整・連携を図りながら生活困窮者の自立を支援しました。
- 配偶者等からの暴力や各種ハラスメントに関する情報提供と啓発を行いながら、庁内関係部署・警察・山口県男女共同参画相談センター・児童相談所等の関係機関と連携を図り、DV被害者の相談に対応しました。
- 若い人たちのデートなどで起きる暴力を予防するため、高校における「デートDV教室」の開催を支援しました。

【計画の指標の達成状況】

計画の指標		前回値①	近況値②	目標値③ R 3	達成率 ②÷③×100
①「健康づくりの推進」への市民の満足度		35.4%	39.4%	35.4% 以上	111.3%
②がん検診受診率	子宮がん検診	23.1%	13.1%	25.0%	52.4%
	乳がん検診	19.8%	13.0%	25.0%	52.0%
③地域ケア会議の開催回数（年度）		34回	32回	63回	50.8%
④介護予防事業の参加者数（年度）		2,156人	2,323人	3,450人	67.3%
⑤障害者雇用率		1.84%	2.07%	2.00%	103.5%
⑥DVを受けたことのある人の割合		3.1%	3.1%	減少 させる	横ばい
⑦DVを受けたことのある人のうち、公的な相談窓口や電話相談に相談した人の割合		4.8%	5.3%	4.8% 以上	110.4%

※前回値出典【年度】：①まちづくり市民アンケート【H28】

②健康増進課【H27】

③④高齢者支援課【H27】

⑤福祉総務課【H27】

⑥⑦男女共同参画に関する市民アンケート【H27】

※近況値出典【年度】：①まちづくり市民アンケート【R3】

②健康増進課【R2】

③④高齢者支援課【R2】

⑤福祉総務課【R2】

⑥⑦男女共同参画に関する市民アンケート【R2】

【課題】

男女が生涯にわたる健康の保持増進を推進し、安心して子どもを産み育てることができる社会、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が健やかに暮らせる社会の実現を目指し、その環境の整備や支援の充実を図る必要があります。

また、あらゆる場への社会参画を進める「生涯現役社会づくり」に取り組むとともに、介護サービスの充実と介護予防・地域包括ケアの推進が重要となり、高齢者への虐待や消費者被害などの問題に対し、適切で専門的な支援も必要です。

なお、ひとり親家庭等においては、サービス希望の多様化等の問題もありますが、引き続き相談・情報提供機能の強化や就業・自立支援を要します。

配偶者等の暴力に対しては、関係機関と連携して、地域における見守りから相談・保護・自立に至る切れ目のない支援体制の充実、被害者が迷わず相談できるように相談窓口の周知、相談を受ける職員の専門性の向上を図るとともに、二次的被害の防止を図る必要があります。

計画全体の指標の達成状況

【目標指標（31項目）のうち、達成した項目は13項目】

- 1 男女の固定的役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定しない人の割合（目標値 44.6%以上→近況値 50.3%）
- 2 市の職員（病院局・水道局を除く）の管理職における女性管理職の割合（目標値 7.9%以上→近況値 13.3%）
- 3 「地域活動」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合（目標値 36.3%→近況値 38.9%）
- 4 「職場」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合（目標値 18.5%以上→近況値 22.3%）
- 5 25歳から44歳までの女性の就業率（目標値 71.0%→近況値 75.5%）
- 6 マタニティ・ハラスメントを受けたことがある女性の割合（目標値減少させる 3.7%→近況値 2.7%）
- 7 「家庭生活」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合（目標値 32.1%以上→近況値 33.0%）
- 8 やまぐち男女共同参画推進事業者数（目標値 16件→近況値 16件）
- 9 やまぐち子育て応援企業届出数（目標値 18件→近況値 21件）
- 10 「子育て支援対策の充実」の市民満足度（目標値 28.8%以上→近況値 37.7%）
- 11 障害者雇用率（目標値 2.00%→近況値 2.07%）
- 12 「健康づくりの推進」への市民の満足度（目標値 35.4%以上→近況値 39.4%）
- 13 DVを受けたことのある人のうち、公的な相談窓口や電話相談に相談した人の割合（目標値 4.8%以上→近況値 5.3%）

【前回値と比較して、数値が目標に近づいた項目は5項目】

- 1 市の各種審議会等における女性の登用率（前回値 22.4%→近況値 29.6%）
- 2 女性を登用している市の審議会等の割合（前回値 88.5%→近況値 89.8%）
- 3 25歳から44歳までの女性の就業率（前回値 65.9%→近況値 69.7%）
- 4 認知症サポーター養成講座受講人数（前回値 7,021人→近況値 9,280人）
- 5 介護予防事業の参加者数（前回値 2,156人→近況値 2,323人）

第3章 基本的な考え方

1 計画の目指すもの

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が「男女共同参画社会」です。本市では、次のような「男女共同参画社会」の実現を目指します。

男女共同参画社会とは

《家庭では》

誰もが家族の一員として尊重され、お互いを支え合い、家事、育児、介護などを分担し、家族全員が力を合わせて家庭生活を築いています。

《地域では》

男女や世代等にかかわらず、誰もが地域の活動に積極的に参加し、心豊かで暮らしやすい地域づくりに貢献しています。

《職場では》

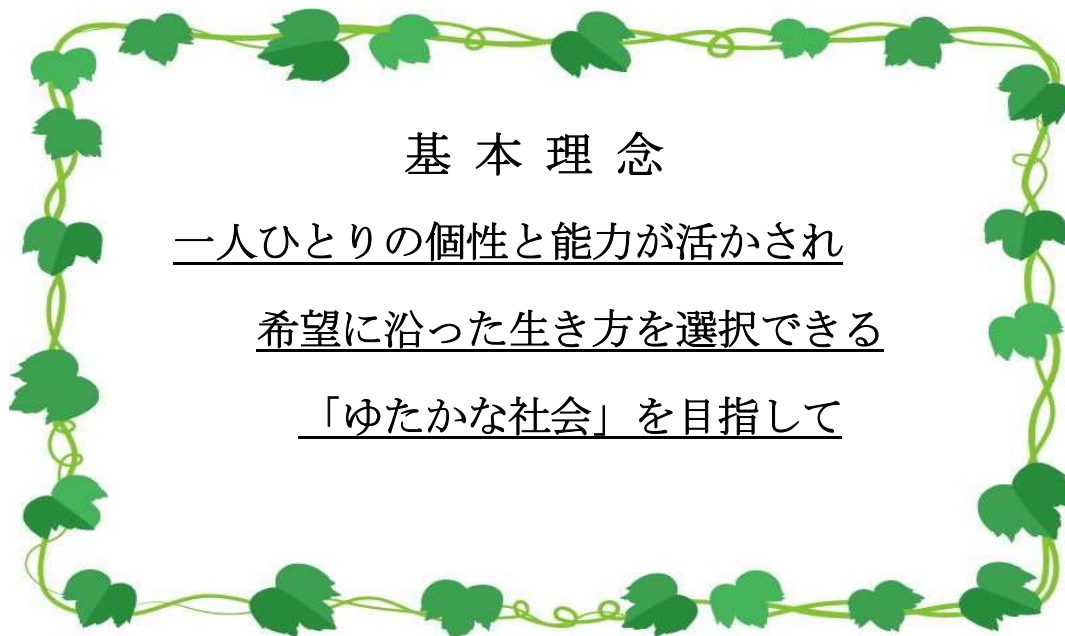
男女が共に働きやすく、能力が発揮できる職場環境の整備が進み、誰もが仕事と家庭、地域活動とのバランスを取って生き生きと働いています。

《学校では》

性別にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性を尊重しつつ、能力を伸ばし、思いやりと自立の意識が育まれています。

2 基本理念

ゆたかで活力に満ちた「男女共同参画社会の実現」を目指すため、基本理念を定めます。



3 基本目標

「第3次光市男女共同参画基本計画」の基本理念を踏まえ、「3つの基本目標」と「9つの重点項目」を定めます。

I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

II みんなが共に活躍できる地域社会づくり

III みんなが健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

基本目標 I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等なパートナーとして、性別に関わりなく、あらゆる分野において自ら活動する機会が確保され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

しかし、時代とともに変わりつつあるものの、「固定的な性別役割分担意識」が未だ残っており、多くの分野で「男性が優遇されている」と感じる人が多い状況です。長い歴史の中で作られた慣行は、地域社会に依然として根強く残り、その見直しを進めるために、一人ひとりが考え行動していく意識改革が重要となります。

このため、家庭、地域、職場、学校のあらゆる場において、男女共同参画について認識を深めるための取組を進めて意識の改革に努めます。

また、国際社会における男女共同参画に関する理解を深めるため、SDGsをはじめとした国際的なジェンダー平等に関する動きや、それに関する国の施策の情報を分かりやすく周知します。

重点項目 1 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

重点項目 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本目標Ⅱ みんなが共に活躍できる地域社会づくり

男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画することは、非常に重要です。

特に、多様化する地域社会においては、様々な価値観が尊重される社会づくりのためにも、女性のあらゆる分野における政策・方針決定過程への参画の拡大が重要です。

また、仕事と家庭、地域活動を両立して活躍するためにも、働きたい人が性別に関わりなく、ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備の促進、ニーズに応じた子育てや介護支援の充実、地域活動への参画促進などの取組を進めていきます。

重点項目 3 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

重点項目 4 地域における男女共同参画の推進

重点項目 5 働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

重点項目 6 子育て・介護支援の充実

基本目標Ⅲ みんなが健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

生涯にわたって、心身ともに健康で、安全で安心して暮らすことは市民共通の願いです。

男女共同参画社会の形成に当たって、男女が互いの身体的性差を十分に理解し、一人ひとりの人権が尊重されることが重要です。

配偶者等からの暴力(DV)、職場における各種ハラスメント等の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶に向けた取組を推進します。

また、長寿社会において、健康で生涯現役社会の実現に向けた取組を推進します。

さらに、様々な環境が変化する中で、高齢者、障害者、ひとり親家庭、LGBT等の人々は、生活上の困難を抱えやすくなっており、年齢や障害、性別等に関わらず、全ての人が安心して暮らせるよう、状況に応じて生活や就業に対する支援を推進します。

重点項目 7 生涯にわたる心と身体 の健康支援

重点項目 8 安心して暮らせる社会づくり

重点項目 9 男女間のあらゆる暴力の根絶

4 施策の体系



施策展開の方向

- (1) 市民意識の醸成に向けた取組の推進
- (2) 人権を尊重した取組の推進
- (3) 男性の男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実
- (2) 女性のエンパワーメントのための学習支援

- (1) 行政等における女性の参画の拡大
- (2) 事業所・団体等における女性の参画の拡大
- (3) 様々な分野における女性の参画の拡大

- (1) 地域活動における男女共同参画の推進
- (2) 防災分野における男女共同参画の推進
- (3) 環境その他分野における男女共同参画の推進

- (1) 仕事と生活の調和のとれた就業環境の整備
- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- (3) 多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備と就業機会の創出

- (1) 家庭や地域における子育て支援の充実
- (2) 保育環境等の整備・充実
- (3) 母子保健サービスの充実
- (4) 介護支援の充実

- (1) 生涯を通じた心身の健康管理の推進
- (2) 性を尊重する意識の浸透と母性の保護
- (3) 心身の健康を脅かす問題についての対策の推進

- (1) 高齢者が地域で安心して暮らせる体制の整備
- (2) 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現
- (3) ひとり親家庭等に対する支援
- (4) 子どもの安全確保と健全育成
- (5) LGBT等の人々への対応
- (6) その他困難を抱えた人々への対応

- (1) 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) 早期発見と相談体制の整備・充実
- (3) 被害者支援の推進
- (4) DV防止対策推進体制の整備

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

重点項目1

男女共同参画の推進に向けた意識の改革

■ 現状と課題

誰もが、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣行を見直すとともに、男女平等意識を高める等の意識改革を推進することが重要です。

しかし、市民アンケートによれば、男女の地位について「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合や、「男は仕事、女は家庭」に代表される性別による固定的な役割分担意識を肯定する回答の割合は相変わらず高い状況です。

人々の意識の中には、長年にわたって形づくられた性別による固定的役割分担意識があることから、一人ひとりが男女共同参画の必要性を正しく理解し、自らが考え行動していく意識改革が重要となります。

また、人口減少が進む中、本市においても将来にわたって持続可能で活力のある地域社会を構築する地方創生を実現するために、性別に関わらず男女がその個性と能力を十分に発揮することのできる、男女共同参画社会の意識が浸透した社会の実現への理解が必要です。

■ 施策展開の方向

(1) 市民意識の醸成に向けた取組の推進

男女共同参画の必要性について、認識し、理解できるよう、きめ細やかな意識啓発や情報提供等により、市民意識の醸成に努めます。

- 男女の固定的な役割分担意識の解消に向け、人権や男女共同参画に関する研修、講演会、セミナーなどの開催に努めます。
- 「光市男女共同参画推進ネットワーク」との連携のもと、計画の概要版等を用いた効果的な啓発や広報活動の推進に努めます。
- 男女共同参画に関連する制度や取組等の情報を収集し、様々な機会と媒体を活用し広く情報提供を行うとともに、アンケートなどを活用した市民意識の動

向把握に努めます。

- 市から発信する情報については、男女共同参画に配慮した適切な表現に努めます。

(2) 人権を尊重した取組の推進

一人ひとりが基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるため、人権に配慮した啓発活動を行います。

- 市民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対し、正しい理解を深め、人権を尊重することの重要性を認識するための幅広い啓発活動を積極的に推進します。
- L G B T等の性的マイノリティに関する理解を促進するため、各種啓発資料等による意識啓発を行います。
- 学校教育におけるL G B T等に係る児童生徒の不安や悩みを受け止め、きめ細やかな対応や教育の推進に努めます。
- 市の刊行物等の作成時には、男女共同参画の視点から適切な表現となるよう配慮します。

(3) 男性の男女共同参画の推進

男性の職場優先の意識やライフスタイルを見直し、男性が家事や育児・介護への参画を促進するため意識啓発を進めます。

- 男性の職場優先の意識やライフスタイルを見直し、家庭生活・地域活動への参画を促進するため、男性の固定的な性別役割分担意識の改革に向けた啓発活動を進めます。
- 男性が子育てや介護に参画できる環境づくりを進めるため、事業所に対して、育児・介護休業法等に係る仕事と家庭生活の両立支援制度の普及啓発に努めるとともに、国の助成制度等についての周知を図ります。
- 育児・介護休業取得者に対する育児休業・介護休業給付制度や県の貸付制度などの周知を図ります。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 市民意識の醸成に向けた取組の推進	人権や男女共同参画に関する研修会、講演会、セミナーなどの開催を通じた意識啓発や学習機会の充実	人権推進課 人権教育課
	「光市男女共同参画基本計画」「光市人権施策推進指針」を活用した啓発活動の推進	人権推進課 人権教育課
	男女共同参画推進月間や週間、人権週間における重点的な取組の強化	人権推進課
	「光市男女共同参画推進ネットワーク」と連携した効果的な啓発や広報活動の推進	人権推進課
	市広報やホームページによる啓発、事業所等に対する出前講座などを活用した啓発活動の推進	人権推進課 商工観光課
	男女共同参画についての市の職員の意識改革	総務課 人権推進課
	男女共同参画を推進する市民リーダー、団体などの育成・支援	人権推進課 関係各課
(2) 人権を尊重した取組の推進	「光市人権施策推進指針」を活用した啓発活動の推進	人権推進課 人権教育課
	LGBT等の性的マイノリティを正しく理解するための啓発活動や教育の推進	人権推進課 人権教育課
	学校教育におけるLGBT等に係る児童生徒への対応や教育の推進	学校教育課
(3) 男性の男女共同参画の推進	家庭における男性の役割を認識するための学習機会の充実	子ども家庭課 文化・社会教育課 人権推進課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和8年度)
①男女の固定的な役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定しない人の割合	50.3%	56.7%以上
②「慣習・しきたりなど」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	16.3%	16.3%以上
③「社会全体」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	18.5%	18.5%以上
④「ほぼ男女共同参画はできている」と感じる人の割合	7.2%	7.2%以上

※近況値出典【年度】：①②③④男女共同参画に関する市民アンケート【R2】

重点項目2

男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

■ 現状と課題

男女の固定的な役割分担意識の解消や人権を尊重した男女平等意識を推進するために、様々な機会と媒体を活用し、社会のあらゆる分野において教育・学習機会を充実させていく必要があります。

市民アンケートによると、男女の地位の平等感については、職場、家庭に比べ、学校における平等感が高くなっており、次代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画への理解を深め、性別によってその可能性が狭められることなく、自立してそれぞれの個性と能力を伸ばすことができるよう、学校はもとより、家庭、地域、職場における教育や学習が重要となります。

また、子どもをはじめ様々な世代で、固定的な性別役割分担意識や、性差に関する固定観念、無意識の思い込みを植え付けず、男女ともに意識を持ち続けられるよう、教育・学習を推進していく必要があります。

■ 施策展開の方向

(1) 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

子どもから大人まで、生涯を通じて男女共同参画意識を持ち続けられるよう、教育・学習機会の充実を図ります。

- 男女が共に社会の対等な構成員として社会参画できるよう、教育や学習の充実に努めます。
- 生涯にわたって学習ができるよう、地域や職場、図書館、生涯学習センター、コミュニティセンターなどにおける生涯学習の充実に努めます。
- 男性を対象とした研修会や講座の開催に努めます。
- 市民一人ひとりが国際社会における男女共同参画に関する理解を深めるため、SDGsをはじめとした国際的なジェンダー平等に関する動きやそれに関する国の施策の情報を市民へわかりやすく周知します。

(2) 女性のエンパワーメントのための学習支援

地域社会や職業生活等における参画を自ら希望する女性に対して、その力をつけるための学習を支援します。

- 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野の活動に参画する力をつけるため、様々な能力開発に向けた学習機会の提供と内容の充実を図ります。
- 子育て支援、DV対策、地域防災活動等の地域の課題や男女共同参画社会づくりに取り組む女性団体・グループ、NPO等を支援し、団体の活性化を促進します。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実	男女共同参画に関する絵本を活用した読み聞かせ等の実施	図書館
	教職員の研修の実施	学校教育課
	男性を対象とした研修会、講座の開催	子ども家庭課 人権推進課
	女性の参画促進など幅広い内容を取り上げた講座、セミナーの開催	文化・社会教育課 子ども家庭課 学校教育課 人権推進課
	生涯学習センター、コミュニティセンターを拠点とした生涯学習の場の提供	地域づくり推進課
	市広報やホームページ、コミュニティセンター報を活用した学習情報の提供	人権推進課
(2) 女性のエンパワーメントのための学習支援	「光市女性団体連絡協議会」やNPO等への情報提供	文化・社会教育課 地域づくり推進課 人権推進課 関係各課
	女性のエンパワーメントのための学習機会の充実	文化・社会教育課 商工観光課 人権推進課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和8年度)
①「学校教育」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	59.6%	59.6%以上
②男女共同参画や女性の活躍などに関連する出前講座の実施数	0件	5件
③男女共同参画や女性の活躍などに関連するセミナーや講演会への参加者数	300人	500人

※近況値出典【年度】：①男女共同参画に関する市民アンケート【R2】

②人権推進課【R2】

③人権推進課・人権教育課【R1】(R2は「女性のつどい」中止)

基本目標Ⅱ みんなが共に活躍できる地域社会づくり

重点項目3

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

■ 現状と課題

男女が喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の形成を図っていく上で、政策・方針決定過程への男女共同参画は重要です。多様な考え方を活かしていくために、あらゆる分野における政策・方針決定過程において、女性の参画活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに暮らしやすい社会の実現にもつながります。

今日、女性の労働力率や管理職に占める女性の割合も増加していますが、市の審議会委員や管理職、また事業所や団体等の管理職に占める女性の割合は未だに低い水準に留まっている状況です。

女性の参画を推進するため、行政自らが率先してポジティブ・アクションを推進するとともに、地域や事業所・団体等に対しても女性の参画を推進するよう、積極的に働きかけを行い、意識改革を図る必要があります。

また、女性自らが、あらゆる分野において意欲や能力を高めて活躍できるよう、女性活躍に向けた支援を行うとともに、様々な分野における意思決定の場への女性の参画拡大を推進していく必要があります。

■ 施策展開の方向

(1) 行政等における女性の参画の拡大

市の女性職員の登用や職域拡大の推進、仕事と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備、審議会等委員の女性の参画を推進します。

- 市の審議会等における女性委員の積極的な登用に引き続き努めます。
- 「女性活躍推進法」に基づく「光市特定事業主行動計画」により、女性職員の管理職への登用や職域拡大に努め、計画的な人材育成に取り組みます。
- 「人材育成・女性活躍推進計画」に基づき、研修等の様々な機会を通して、男女共同参画意識の啓発を行います。
- 業務見直しによる超過勤務の縮減など、仕事と生活の両立を実現しやすい職場環境の整備を進めます。

(2) 事業所・団体等における女性の参画の拡大

経営者の意識改革などを通じ、事業者・団体における女性の登用や女性活躍に向けた取組を促進します。

- 女性の管理職への登用促進に向け、事業所・団体等に対し、協力要請や情報提供等の支援を行います。
- 男女が仕事と家庭生活を両立できるよう、事業所に対して一般事業主行動計画について、周知、啓発に努めます。
- 県と連携し、「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」や「やまぐち子育て応援企業宣言制度」などを活用します。
- 県等との連携による、女性活躍の取組の普及・拡大や支援などにより、経営者の女性活躍に向けた意識改革と事業者における女性活躍推進を図ります。

(3) 様々な分野における女性の参画の拡大

就職や創業など、女性のチャレンジを支援するとともに、様々な分野における女性の参画を推進します。

- 事業所・団体等における女性の登用を促進するため、県や関係団体等と連携して女性就業者に対する意識改革や女性リーダーの育成支援に努めます。
- 女性団体・NPO等の女性リーダー育成を支援するため、人材情報の収集や提供に努めます。
- 女性のチャレンジを支援するため、就職・再就職や創業の支援、保育、介護サービス等のきめ細やかな情報提供を行うとともに、相談体制の整備・充実に努めます。
- 商工会議所や商工会などが実施する、創業を希望する女性等を対象としたセミナー等への支援に努めます。
- 商工会議所、商工会、金融機関等と連携し、創業支援を実施し、市制度融資の活用を促進します。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 行政等における女性の参画の拡大	市の審議会等の女性委員の登用の推進	関係各課
	市の審議会等の委員の公募の推進	関係各課
	市の職員の意識啓発	総務課
	市の職員の能力に応じた公平な登用	総務課
(2) 事業所・団体等における女性参画の拡大	事業所等における意識改革の促進	人権推進課 商工観光課
(3) 様々な分野における女性の参画の拡大	ハローワーク等と連携した職業情報等の収集と提供	商工観光課
	創業支援のための情報収集と提供	商工観光課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和8年度)
①市の各種審議会等における女性の登用の割合	29.6%	40.0%以上
②女性を登用している市の審議会等の割合	89.8%	100%
③市の職員（病院局・水道局を除く）の管理職における女性管理職の割合	13.3%	22.4%以上
④「政治や行政」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	13.9%	13.9%以上
⑤「法律や制度」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	33.4%	33.4%以上

※近況値出典【年度】：①②③人権推進課【R3】

④⑤男女共同参画に関する市民アンケート【R2】

重点項目 4

地域における男女共同参画の推進

■ 現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行などにより、地域社会における人間関係の希薄化が生じており、活力ある地域社会を形成していくためには、幅広い年代の男女が地域活動に参画することで、新しい視点や多様な人材の活用が図られるよう、男女共同参画を意識した地域社会づくりを推進する必要があります。

また、平成30年7月、本市は、これまで経験したことのないような豪雨災害に見舞われ、甚大な被害を受けました。私たちはこうした教訓を忘れることなく風水害や地震などの自然災害に備えていかなければなりません。災害による緊急時には、平常時における社会の課題が一層顕著になると言われています。災害時に受ける影響やニーズに男女で違いがあることを踏まえ、男女双方の視点に配慮が必要となることから、防災に関する施策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画を拡大し、平常時の備え、避難所運営等を男女共同参画の視点で実施する必要があります。

環境保全やその他の課題について、また農山漁村における男女共同参画の推進に向けても、女性リーダーの育成や、自主的な男女共同参画への取組を行う場の整備など、男女共同参画の視点に立った地域社会づくりを推進する必要があります。

■ 施策展開の方向

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

幅広い年代の男女が地域活動に参画し、性別、年齢等により固定化されず、皆が活躍できる環境を整備するとともに、地域における様々な課題解決に向けた活動を行う団体や人材の育成・支援を行います。

- 地域におけるボランティア活動やNPO活動などに情報提供を行うなどの支援を行います。
- まちづくり等における意思決定の場への女性の参画の推進を行います。
- 地域における女性リーダーの育成と支援を行い、地域活動に男女共同参画の視点が反映できるよう啓発を行います。

(2) 防災分野における男女共同参画の推進

防災分野において、男女共同参画の視点からの取組が進むよう、平常時の備え、避難所等における男女のニーズの違いを踏まえ、男女双方の視点への配慮など周知啓発を行います。

- 防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画に取り組むとともに、市民に対し、男女共同参画の視点からの防災対策について周知・啓発を行います。
- 自主防災組織、災害ボランティア等への女性の参画の促進に努めます。
- 地域の消防防災活動を担う消防団について、女性消防団員の入団を推進します。
- 男女共同参画の視点に配慮した避難所運営を促進します。

(3) 環境その他分野における男女共同参画の推進

環境保全やその他の分野において、男女共同参画の視点から、女性の高い関心や経験等を活かすため、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

- 環境における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、環境保全活動に関する学習の機会や交流の場の提供に努めます。
- その他の分野においても、男女が共に活躍できるよう、様々な地域活動団体、教育機関、医療機関、福祉機関など、意思決定過程への女性の参画の拡大を促進します。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 地域活動における男女共同参画の推進	まちづくり等における意思決定の場への女性の参画の推進	関係各課
	コミュニティセンターにおける男女共同参画に関する学習講座等の開催	地域づくり推進課
	地域における女性リーダーの育成と支援	地域づくり推進課 人権推進課 関係各課
	「光市女性団体連絡協議会」など女性団体への支援	文化・社会教育課 人権推進課
(2) 防災分野における男女共同参画の推進	防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の推進	防災危機管理課
	自主防災組織、災害ボランティア等への女性の参画の推進	防災危機管理課 福祉総務課
	防災訓練、自主防災リーダー研修会等への女性の参加の推進	防災危機管理課
	災害に対する事前の備え、避難所運営、被災者支援等への男女共同参画の推進	防災危機管理課 人権推進課
(3) 環境その他分野における男女共同参画の推進	環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画の推進	環境政策課 環境事業課
	環境保全活動に関する学習機会や交流の場の提供	環境政策課 環境事業課
	その他分野に関する政策・方針決定過程への女性の参画推進	関係各課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和8年度)
①「地域活動」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	38.9%	41.7%以上

※近況値出典【年度】：①男女共同参画に関する市民アンケート【R2】

重点項目5

働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

■ 現状と課題

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）や「次世代育成支援対策推進法」の制定により、女性の働く環境は徐々に整備されてきましたが、未だに昇進、昇給や賃金など、性別による格差があります。

共働き世帯が増える中、男性中心型の労働慣行が依然としてあり、女性が家庭に捉われ、能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない状況が続いています。

男女が共に働きやすい職場づくりのため、男性中心型の労働慣行の見直しや、女性の積極的登用など、経営者、管理職の意識改革が必要です。

このため、男女の均等な機会や待遇の改善が図られるよう、関係機関との連携のもと、「男女雇用機会均等法」等の関係法令の周知や普及啓発、相談体制の整備・充実を図ります。

従来の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男女ともに育児・介護休業制度を利用することや、長時間労働を改め仕事と生活の調和を実現することは、家庭生活・地域活動などへの参画の促進、また、女性の「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への参画の拡大など、男女が社会のあらゆる分野に参画して活躍していく上で不可欠なものです。

また、少子高齢化や人口減少社会の進行を背景に、将来にわたり持続可能で活力ある地域社会を構築する地方創生の実現のためには、男女がその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が必要となります。

市民アンケートでは、仕事と生活のどちらを優先させるかについては、「家庭生活または地域生活と仕事を同じように両立させることが望ましい（理想）」と回答した人が34.9%に対し、「両立させている（現実）」と回答した人は26.3%と低い状況にあります。

引き続き、仕事と生活の調和の実現に向けて、行政、事業者、労働者が連携して社会的機運の醸成を図ることが必要です。

■ 施策展開の方向

(1) 仕事と生活の調和のとれた就業環境の整備

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のとれた生き方の普及と、長時間労働の削減、育児・介護休業制度等の定着など、働くことを望むすべての人が働きやすい就業環境の整備を推進します。

- 仕事と育児・介護との両立を図るため、職場の支援制度の整備や女性が働くことへの職場の理解の向上、また、男女双方の育児・介護休業等の利用や長時間労働の削減等について、事業者及び市民に対し啓発に努めます。
- 「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定が努力義務となっている事業所に対しても、女性の活躍推進に向けた環境整備を図るよう、その啓発に努めます。
- 講座・講演会の開催などを通じて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた社会的気運の醸成を図ります。

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の場における、男女の均等な雇用の機会と待遇の確保と、個人の能力発揮を阻害するハラスメント等が行われない職場環境づくりを促進するため、関係法令等の周知啓発や相談体制の充実に努めます。

- 性別に関わらず男女の均等な雇用の機会と待遇の確保が図られるよう、山口労働局等の関係機関と連携して、セミナーの開催や啓発資料等の作成・配布など「男女雇用機会均等法」やその他関係法令の周知に努めます。
- 個人の能力発揮を阻害するセクシャル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなど各種ハラスメントに関する雇用管理の改善を図るため、関係機関や団体と連携し、「男女雇用機会均等法」及び同法に基づく指針について周知を図ります。
- 違法な時間外労働、過重労働による健康障害や配置・昇進等における差別的取扱いや各種ハラスメントなど、職場における各種問題に対応するため、関係機関と連携して「労働ほっとライン」等の相談窓口の周知に努めます。

(3) 多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備と就業機会の創出

テレワーク、時短勤務など多様で柔軟な働き方や、女性が継続して働けるよう、職場環境の整備や女性の就業機会の創出を支援します。

また、女性の創業支援の充実に取り組むとともに、多様なニーズに応じた整備を図ります。

- 時間や場所を有効に活用できるテレワークの導入促進に向け、利活用促進セミナー開催等により、職場環境づくりの促進に努めます。
- 働きたい女性が、子育てや介護等に関わらず継続して就業できるよう、また、ライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できるよう、関係機関と連携して職場環境の整備の促進に努めます。
- 就職や再就職を支援するため、関係機関と連携して各種技術・技能習得機会や職業能力開発機会の情報の収集と提供に努めます。
- 女性の創業支援の充実に取り組むとともに、再就職やスキルアップを目指す女性を対象に、商工会議所、商工会、ハローワークなどの関係機関と連携して情報提供等に取り組みます。
- 育児・介護休業制度や短時間正社員制度などの定着を図るため、山口労働局等の関係機関・県等と連携し、事業主への普及啓発を図ります。
- 育児・介護休業取得者に対する育児休業・介護休業給付制度や県の貸付制度などの周知を図り、男性が子育てしやすい雇用環境づくりの促進に努めます。
- 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく事業主等によるポジティブ・アクションの促進、また仕事と生活の両立に向けた長時間労働の削減や年次有給休暇の取得、さらに働き方改革の促進に向けた普及啓発に努めます。
- パートタイム労働者や派遣労働者、非正規雇用労働者や家内労働者、また、農林水産業・商工業・サービス業等の自営業等に従事する女性の労働条件や健康管理などの労働環境の整備の促進に努めます。
- 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲ややりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業を目指し、家族みんなが働きやすい就業環境となるよう、家族経営協定の普及啓発を行います。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 仕事と生活の調和のとれた就業環境の整備	「女性活躍推進法」を踏まえた雇用環境の整備の促進	商工観光課 人権推進課
	ポジティブ・アクションに関する情報提供	人権推進課 商工観光課
	セミナーの開催や資料配布等による職場の意識改革、働き方改革の啓発	商工観光課 人権推進課
	仕事と生活の調和や働き方の見直し等に関するセミナー・講演会等の紹介	商工観光課 人権推進課
(2) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	「男女雇用機会均等法」の周知・啓発	商工観光課 人権推進課
	各種ハラスメントに関する雇用管理の相談窓口の周知	商工観光課 人権推進課
(3) 多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備と就業機会の創出	幅広い内容を取り上げた講座、セミナーの紹介	商工観光課
	ハローワークと連携した各種職業情報の収集と提供	商工観光課
	事業所等に対する育児・介護休業制度や職場環境整備に関する普及・啓発	商工観光課
	市の職員に対する育児・介護休業制度の利用促進	総務課
	農林水産業や商工自営業等の従事者の労働条件の改善と労働環境の整備促進	農林水産課 商工観光課
	家族経営協定等の普及・啓発	農林水産課
	各種厚生制度を取得しやすい職場環境の整備促進	農林水産課 商工観光課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和8年度)
①「職場」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	22.3%	26.9%以上
②25歳から44歳までの女性の就業率	75.5%	80.3%
③マタニティ・ハラスメントを受けたことがある女性の割合	2.7%	2.7%以下
④家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている人の割合	26.1%	27.4%
⑤「家庭生活」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	33.0%	33.9%以上
⑥やまぐち男女共同参画推進事業者数 (認定件数、累計)	16件	23件
⑦やまぐち子育て応援企業届出数	21件	29件

※近況値出典【年度】：①③④⑤男女共同参画に関する市民アンケート【R2】

②就業構造基本調査【H29】

⑥人権推進課【R2（県における制度開始以降の累計）】

⑦人権推進課【R2（県における制度開始以降の累計）】

重点項目6

子育て・介護支援の充実

■ 現状と課題

個人の人権が尊重され豊かな家庭生活を築くためには、育児や介護を担う人にも様々な配慮や支援が必要です。未だに、家事、育児、介護などの主な担い手は、女性であることが多いのが実態です。

市民アンケートにおいても、男女共同参画を実現するため市の施策に望むこととして、「保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援の充実」が39.2%、「介護サービスの充実」が37.7%と、引き続き高い数字となっています。

また、女性が職業生活で活躍するために必要なことについては、「子どもが病気やけがの時などに休みが取れる制度を導入する」が41.5%、「育児休業制度・介護休業制度」を普及促進する」が35.1%など、仕事と家庭を両立する環境整備として、育児や介護に対するサービスの充実や、家庭や介護等への男性の参画を築くことが求められています。

■ 施策展開の方向

(1) 家庭や地域における子育て支援の充実

家庭や地域における子育て支援や相談機能の充実を図り、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、地域全体で支援していく環境づくりに努めます。

- ライフステージに応じた子育て支援情報を総合的に掲載した情報誌やホームページ等により、積極的な情報提供を図り、子育てへの安心感を醸成します。
- 父親向け子育てノートの配布や事業の実施等を通じて、家庭における父親の積極的な育児参加や、子育て意識の醸成に努めます。
- 子育て家庭の孤立等を防ぐために、子育て中の親子が気軽に訪れ、親同士、子ども同士、地域の方と楽しみながら交流し、情報交換や相談が行える集いの場づくりを進めます。
- 子育て家庭をまちぐるみで見守りながら、ふれあいの子育て「おっばい育児」を推進し、市民全員が子育て応援団の一員として子育て家庭に寄り添い、子どもたちの健やかな成長につながるような取組を進めます。
- 男女共同参画の視点から、男性の家事、育児参加についての意識啓発を進めます。
- 男性の育児休業取得の推進に向けて、社会全体の機運の醸成に努めます。

(2) 保育環境等の整備・充実

仕事と生活の調和、就労形態の多様化による子育てや家庭の保育ニーズに対応するため、家庭の実情に即した多様できめ細やかな事業の提供に努めます。

- 休日保育や一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、障害児保育など、多様なニーズに対応したきめ細やかな事業の提供、充実に努めます。
- 放課後児童クラブ（サンホーム）において、保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図るとともに、共働き家庭等における子育てと仕事の両立を支援します。

(3) 母子保健サービスの充実

妊娠中から育児期における健康保持や、出産や育児を取り巻く社会環境の変化に対応するため、妊娠から出産・育児に至るまで一貫した母子保健対策の充実や情報提供に努めます。

- 関係機関との連携により、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や予防接種などの健康管理体制の充実に努めます。
- 母親の妊娠・出産への不安や悩みを軽減し、子どもの健やかな成長・発達を支援するため、妊娠、出産、産後、育児の切れ目のないきめ細やかなサポート体制の充実に努めます。
- 特に心身ともに不安定になりやすい産後の母子に対して、心身のケアや育児サポートを早期から行うことで、産後うつの予防、育児不安の軽減など産後に安心して子育てができる支援体制強化を進めます。

(4) 介護支援の充実

可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

- 関係機関との連携を進めるとともに、福祉保健行政窓口の総合的な相談・支援体制の充実に努め、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。
- 要支援者等の自立支援・重度化防止のための効果的・効率的な介護予防ケアマネジメントを実施します。
- 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介

護状態になった場合でも、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

- 介護サービス等の有効活用し、高齢者及びその家族の負担軽減を図ります。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 家庭や地域における子育て支援の充実	保育所における地域との交流促進	子ども家庭課
	子ども相談センター「きゅっと」の活用	子ども家庭課
	ファミリー・サポート・センターの活用	子ども家庭課
	「子育てハッピーマガジンチャイベビ」の活用	子ども家庭課
	パパマママイスター冊子の活用	子ども家庭課
	産前・産後サポーター派遣事業の実施	子ども家庭課
	子育て支援センター(チャイベビステーション)の活用	子ども家庭課
	パパの子育て応援の充実	子ども家庭課
	コミュニティ・スクールの活用	学校教育課
(2) 保育環境等の整備・充実	休日保育、一時預かり、病児保育、障害児保育、延長保育等の保育サービスの充実	子ども家庭課
	子育て短期支援の充実	子ども家庭課
	放課後児童クラブ(サンホーム)の充実	文化・社会教育課
	放課後子ども教室の充実	文化・社会教育課
(3) 母子保健サービスの充実	母親学級、家族学級、妊婦健康診査、マタニティ相談の実施	健康増進課
	乳幼児健康診査、育児相談等の実施	健康増進課
	おっぱいまつりの開催等を通じた子育て意識の啓発	子ども家庭課
	乳幼児を対象とした絵本の読み聞かせの会やブックスタート事業の実施	図書館
(4) 介護支援の充実	介護サービス制度の充実	高齢者支援課
	地域支援事業介護予防事業の充実	高齢者支援課
	地域支援事業家族介護支援の充実	高齢者支援課
	その他の高齢者支援事業の充実	高齢者支援課
	光市地域包括支援センターの充実	高齢者支援課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和8年度)
①「子育て支援対策の充実」の市民満足度	37.7%	37.7%以上
②産前・産後サポーター派遣事業の延べ件数(年度)	31件	60件
③地域の子育て支援拠点年間利用者数(年度)	8,160人	9,000人
④認知症サポーター養成講座受講人数(累計)	9,280人	13,600人

※近況値出典【年度】：①まちづくり市民アンケート【R3】

②③子ども家庭課【R2】

④高齢者支援課【H18-R2 累計】

基本目標Ⅲ みんなが健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

重点項目 7

生涯にわたる心と身体健康支援

■ 現状と課題

誰もが、生涯を通じて自立し、健康な生活を送るためには、自分の健康を自分で管理できることが重要なことから、疾病の早期発見・早期治療をはじめ、自らの健康管理ができるという意識づくりや食生活の改善、スポーツの推進等による健康づくりを総合的に進める必要があります。

特に女性には、妊娠や出産に関わる身体機能があり、生涯にわたる「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」は女性の人権の基本であることから、男女を問わず性を尊重する意識づくりを進めるとともに、思春期や出産期、更年期、高齢期などライフステージに応じた心と身体健康づくりを推進する必要があります。

また、急速に変化する社会状況の中、様々なストレスや悩みを抱え、心の病を患う人も増加しており、心身の健康を脅かす問題について積極的な広報や啓発を行い、健康被害に関する正しい理解が得られるよう努める必要があります。

■ 施策展開の方向

(1) 生涯を通じた心身の健康管理の推進

ライフステージや健康状態に応じて、家庭、学校、職場、地域社会、行政における健康保持と増進に向けた取組を推進します。

- 誰もが、生涯を通じて自らの健康管理ができるよう、関係機関と連携し、各種保健事業、健診・相談体制の充実を図ります。
- 安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、育児等に関し、切れ目のない知識の普及啓発や情報提供に努めるとともに、母子保健対策事業の充実に努めます。

(2) 性を尊重する意識の浸透と母性の保護

女性の生涯にわたる健康を支援するとともに、母性の保護の必要性について、正しい知識の普及啓発を図ります。

- 女性の生涯にわたる健康支援の推進を図るため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に関する知識と、次世代に生命を引き継ぐという社会的に重要な役割を担う母性の保護の必要性について、正しい知識の普及・啓発に努めます。

(3) 心身の健康を脅かす問題についての対策の推進

性感染症など様々な健康を脅かす問題についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、薬物等による健康被害対策の推進を図ります。

- 男女ともに正しい保健や性に関する知識を持てるよう、子どもの発達段階に応じて、性感染症、喫煙、飲酒、薬物使用防止などに関する正しい情報を提供するとともに、自らの健康は自ら管理できるよう、学校、家庭、地域における健康教育や性教育の充実に努めます。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 生涯を通じた心身の健康管理の推進	「光市健康づくり推進計画」の推進	健康増進課
	各年代に応じた健康教育、健診体制の充実	健康増進課
	母親学級、家族学級、妊婦健康診査、マタニティ相談の実施	健康増進課
	乳幼児健康診査、育児相談等の実施	健康増進課
	おっばいまつり等の開催を通じた子育て意識の啓発	子ども家庭課
	乳幼児を対象とした絵本の読み聞かせの会やブックスタート事業の実施	図書館
(2) 性を尊重する意識の浸透と母性の保護	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の概念の普及	健康増進課 学校教育課
	母性保護に関する啓発	健康増進課

(3) 心身の健康を脅かす問題についての対策の推進	性教育や感染症等に関する正しい知識の普及・啓発	学校教育課 文化・社会教育課
	薬物等による健康被害に関する情報の提供	健康増進課 関係各課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和8年度)
①「健康づくりの推進」への市民の満足度	39.4%	39.4%以上

※近況値出典【年度】：①まちづくり市民アンケート【R3】

重点項目 8

安心して暮らせる社会づくり

■ 現状と課題

高齢者人口が全国的に増加する中、誰もが自立して健康で安心して暮らせる社会づくりを進めることが重要です。

様々な環境が変化する中で、高齢であること、障害があること、ひとり親家庭であること、性的少数者であることなどにより、複合的に困難な状況に置かれている人々に対し、それぞれの状況に配慮して、誰もが安心して暮らせる環境を整備することが重要となります。

さらに、高齢者の豊かな知識や経験を活かし、あらゆる場において積極的に社会に参画できる「生涯現役社会づくり」の実現が求められています。

■ 施策展開の方向

(1) 高齢者が地域で安心して暮らせる体制の整備

高齢者が、自らの意欲や能力に応じて、社会とのかかわりを積極的に持ち続け、社会を支える重要な一員として地域社会に貢献できる社会の実現に向けた取組を推進します。

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進に取り組みます。

- 高齢者が、経験、技能等を活かし、積極的に社会とのかかわりをもち続けるようボランティア活動や自治会への参加、趣味、スポーツなど、多様な社会参加を促進します。
- 高齢者が年齢にかかわらず、意欲と能力に応じていつまでも健康で働き続けることができるよう、働きやすい職場づくりを推進します。
- 高齢者一人ひとりの状態に応じて、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進に取り組みます。
- 認知症の人やその家族の視点にたって、「認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会」を実現するための支援の充実や環境・体制づくりを推進します。

(2) 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現

障害のある人への理解の促進や啓発を行うことや、障害福祉サービスの充実を図り、全ての人々が相互に人格と個性を尊重しながら暮らしていける共生社会の実現に向けた取組を進めます。

- 障害のある人が、自分らしく自立して暮らせるよう、生活支援サービス等の充実や、就労支援、雇用の促進や相談支援体制の強化を図ります。
- 障害のある人への理解の促進や、障害福祉サービスの充実等により、自分らしく暮らせる住みよい地域づくりを進めます。

(3) ひとり親家庭等に対する支援

子どもの養育、健康面での不安や経済的な不安を抱えるひとり親家庭に対し、経済的自立に向けた就労情報提供や相談体制の充実に努めます。

- 母子・父子自立支援員を中心として、それぞれの家庭に応じた相談やサービスの提供、自立に向けた支援を実施します。

(4) 子どもの安全確保と健全育成

子どもの家庭生活における安全を確保し、虐待から守ることにより、子どもの健全育成を推進します。

- 「光市要保護児童対策地域協議会」を中心に、地域や関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待を受けた児童に対するアフターケアなどの児童虐待防止対策を総合的に推進します。

(5) LGBT等の人々への対応

性的指向や性自認の如何に関わらず、性的少数者が学校、職場、地域社会等において差別を受けることなく、すべての人の人権が守られる社会の実現を目指します。

- 性の多様性についての正しい知識を持ち、理解を深められるよう、様々な機会をとらえた教育や啓発を推進します。
- 性的少数者であることによる悩みや不安、さらには人権侵害等に関する相談体制を充実します。
- 性的少数者が日常生活で抱えている不便や困難なこと等について、多くの人が理解し、その解消に向けた配慮や施策を進められるよう努めます。

(6) その他困難を抱えた人々への対応

様々な要因に加えて、女性であることで、更に複合的に困難な状況に置かれている人々へ、関係機関と連携して支援を行います。

- 女性であることで、更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、関係機関と連携し、調査救済活動の取組を進めるとともに、生活困窮者自立支援制度の充実を図ります。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 高齢者が地域で安心して暮らせる体制の整備	介護予防・認知症対策の推進	高齢者支援課 関係各課
	権利擁護の視点に立った支援体制の確立	高齢者支援課
	生涯現役社会づくりの推進	高齢者支援課
	介護保険事業の円滑・適正な推進	高齢者支援課
	ひかり高年者生きがいセミナーの実施	地域づくり推進課
(2) 障害の有無によって分け隔てられないことのない共生社会の実現	障害者福祉保健サービスの充実	福祉総務課
	障害者（児）家族サポート事業の推進	福祉総務課
	障害者の就労支援及び雇用の促進	福祉総務課
	相談支援体制の充実	福祉総務課
(3) ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親家庭等へのヘルパー派遣事業の充実	子ども家庭課
	民生委員・児童委員、母子・父子自立支援員による母子福祉等の相談機能の充実	子ども家庭課
(4) 子どもの安全確保と健全育成	児童虐待防止に向けた啓発活動	子ども家庭課
	児童虐待相談体制の充実	子ども家庭課
(5) LGBT等の人々への対応	性の多様性に関する教育や啓発の推進	学校教育課 人権教育課 人権推進課
	性的少数者に向けた相談体制の充実	人権推進課 学校教育課
(6) その他困難を抱えた人々への対応	自立支援体制の充実	関係各課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和8年度)
①地域ケア会議の開催回数（年度）	32回	70回
②介護予防事業の参加者数（年度）	2,323人	4,030人
③障害者雇用率	2.07%	2.30%

※近況値出典【年度】：①②高齢者支援課【R2】

③福祉総務課【R2】

重点項目 9

男女間のあらゆる暴力の根絶

平成 19 年の「DV防止法」の改正において、市町村においても基本計画の策定が努力義務とされたことに伴い、本計画に含める形で、本重点項目を「光市DV対策基本計画」とします。

■ 現状と課題

親密な関係にある配偶者等から行われる身体的・精神的・経済的・性的な暴力行為（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、相手の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女間のいかなる暴力も根絶しなければなりません。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛などの影響で、DVの被害者と加害者が家で過ごす時間が長くなるため、DV被害の増加が危惧されます。

令和 2 年 10 月に実施した市民アンケートによれば、DVを受けたことがある人は、女性 5.7%、男性 0.0%となっており、そのうち 31.6%の人が誰にも相談しておらず、その理由は、「我慢すれば何とかやっつけていける」と、「相談しても無駄」の回答が最も多く、DVが潜在化している傾向が伺えます。

児童虐待の防止等に関する法律では、子どもの目の前でDVが行われることも児童虐待に含まれるとされており、被害者のみならず子どもにも影響を与えることも多いため、子どもを取り巻く環境の整備も行う必要があります。

DV被害者の潜在化を防ぐためには、被害者の相談窓口を明確にし、広く周知を図るとともに、被害者の相談しやすい環境を整備していくことが重要となります。

また、DVだけでなく、性犯罪、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為や、近年ではインターネットを利用した暴力なども一層多様化しており、あらゆる暴力を容認しないという社会の実現に向けた普及啓発をしていくことが重要です。

こうしたDVの防止及び被害者支援に関しては、「DV防止法」に基づき、庁内の関係所管だけでなく、警察、山口県男女共同参画相談センター、児童相談所、医療機関、民間支援団体等の庁外の関係機関との情報交換や連携強化を図ることが重要です。

■ 施策展開の方向

(1) 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり

お互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を醸成する教育及び啓発活動を推進します。

- 講演会の開催や広報等への啓発記事の掲載により、暴力根絶の意識づくりを促します。
- 若年層における交際相手からの暴力（デートDV）防止のため、学校や職場等における「デートDV教室」の開催を支援します。
- 職場や学校、地域等社会のあらゆる場面におけるセクシャル・ハラスメント等の根絶に向けて、関係機関と連携しながら啓発活動を進めるとともに相談体制の充実を図ります。
- 関係機関が連携し、男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進や相談体制の充実に努めます。

(2) 早期発見と相談体制の整備・充実

DV被害者が迷わず相談できるよう相談窓口の周知に努め、多様化する相談内容に適切に対応するため、相談体制の整備・充実を図ります。

- 市広報やホームページの活用、研修会の開催等を通じて市民への相談窓口の周知を図ります。
- 警察、山口県男女共同参画相談センターなど関係機関と連携して、DV被害者が孤立して悩むことのないよう相談窓口の周知に努めます。
- 市は、DV被害者にとって最も身近な相談機関として、関係部署での情報共有など、適切な相談対応を図ります。また、将来的に婦人相談員を配置し、迅速に対応できる相談体制の強化を図る予定です。
- 関係部署、関係機関と連携し、DV相談に適切に対応できるよう、各種研修や講座を活用し、関係職員の資質向上を図ります。
- 緊急時における一時保護が実施されるまでの安全を確保するため、山口県男女共同参画相談センターまでの同行・助言などの支援を行うとともに、保護施設と連携し、必要な情報を共有します。

(3) 被害者支援の推進

DV被害者への支援制度等の情報提供を行い、自立した生活を送れるよう、関係機関と連携して被害者の状況に応じた支援を行います。

- 様々な支援制度などに関する情報の提供や、関係機関との連絡調整を図ります。
- 被害者が自立した生活を送ることができるよう、関係部署、関係機関と連携し、被害者の状況に応じた支援に努めます。
- 被害者が同伴する子どもについても、関係機関と連携して支援に努めます。
- 被害者等に関わる各種手続きに関する個人情報について、管理を徹底します。

(4) DV防止対策推進体制の整備

DV防止に係る啓発や被害者の支援のため、庁内関係部署、県や警察等関係機関、民間支援団体等との連携や体制の整備に努めます。

- DV防止に係る啓発や被害者の支援のため、庁内関係部署と県や警察、また医療機関等の庁外の関係機関との円滑な連携に努めます。
- ボランティア団体、NPOなどの民間支援団体等と連携を図り、DV防止に係る啓発や被害者の支援に努めます。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり	講演会等の開催や広報等を通じた啓発活動の推進	人権推進課
	学校や職場等における「デートDV教室」等の開催の支援	人権推進課
	各種ハラスメント防止のための啓発	人権推進課 商工観光課
	各種ハラスメントに関し、国、県等と連携し、相談窓口に関する情報提供の実施	人権推進課 商工観光課
	相談体制の充実と情報提供	福祉総務課 子ども家庭課 学校教育課 人権推進課

(2) 早期発見と 相談体制の整備・ 充実	市民への相談窓口の周知	人権推進課 福祉総務課
	関係機関と連携した相談体制の整備	福祉総務課 人権推進課 関係各課
	関係部署、関係機関との連携を強化し、ワン ストップ・サービス体制の構築	福祉総務課 関係各課
	被害者の安全確保を図るため、警察や山口県 男女共同参画相談センターとの連携、県シェ ルターへの一時保護	福祉総務課 関係各課
(3) 被害者支援 の推進	被害者への支援制度の情報提供や関係機関 との連絡、自立支援の実施	福祉総務課 関係各課
	被害者等に関わる各種手続きに関する情報 管理の徹底	関係各課
(4) DV防止対 策の推進体制の整 備	庁内関係部署との連携	人権推進課 福祉総務課 関係各課
	警察、山口県男女共同参画相談センター等の 庁外関係機関との連携	福祉総務課 関係各課
	ボランティア団体、NPOなどの民間支援団 体等との連携	福祉総務課 関係各課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和8年度)
①DVを受けたことのある人の割合	3.1%	3.1%以下
②DVを受けたことのある人のうち、公的な相談 窓口や電話相談に相談した人の割合	5.3%	5.3%以上

※近況値出典【年度】：①②男女共同参画に関する市民アンケート【R2】

第5章 計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、「光市男女共同参画基本計画」を総合的に推進していくためには、庁内外における推進体制の構築を充実させるとともに、市民や事業所、行政が一体となって取り組む必要があります。

計画の実効性を高めるために、関係部局との連携を図りながら適切な進行管理を行います。また、国や県、関係機関の動向を踏まえつつ連携を図り、計画の円滑な推進に努めます。

1 市民との協働による計画の推進

男女共同参画社会を実現するために、積極的な市民の参画を期待するとともに、様々な分野で活躍する団体、事業者等が男女共同参画に関する意見交換や情報の共有化を図るため、「光市男女共同参画推進ネットワーク」を中心に、「光市女性団体連絡協議会」との連携や協働事業提案制度の活用等により、市民との協働による計画の推進を図ります。

2 推進体制の整備・充実

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市民生活のあらゆる分野にかかわりを持っており、全庁的に推進する必要があることから、庁内推進組織である「光市男女共同参画推進本部」を中心に、各部局が情報の共有化と連携の強化を図ります。

3 調査・研究の充実と情報の提供

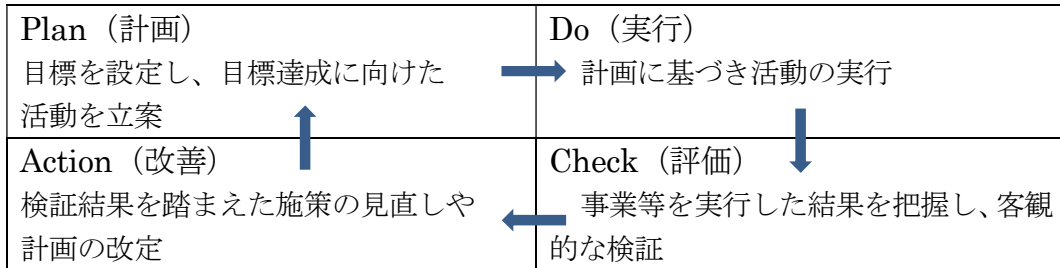
男女共同参画社会の形成の推進に関し、市民組織で構成された「光市男女共同参画推進ネットワーク」において、施策に反映させるための意見交換を行うとともに情報の収集や提供に努めます。

4 国・県及び関係機関との連携

国・県を始め、関係機関との連携を図りながら、情報収集・提供の実施により計画を推進します。

5 定期的な計画の評価

本計画の進捗状況については、定期的に取り組状況や数値目標の達成状況を点検・評価し、状況に応じて施策や数値目標の見直しを行います。見直しのプロセスにおいては、PDCAサイクルを活用します。



6 推進体制図

光市男女共同参画基本計画の推進体制

